

3 月 2 日 (水)



# 令和 4 年 3 月 2 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (37名)

|     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| 2番  | 坂本康郎  | (公明党宮崎県議団)      |
| 3番  | 来住一人  | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4番  | 山内佳菜子 | (県民連合宮崎)        |
| 5番  | 武田浩一  | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 6番  | 山下寿   | (同)             |
| 7番  | 窪菌辰也  | (同)             |
| 8番  | 佐藤雅洋  | (同)             |
| 9番  | 安田厚生  | (同)             |
| 10番 | 日高利夫  | (同)             |
| 11番 | 川添博   | (同)             |
| 13番 | 中野一則  | (同)             |
| 14番 | 冨師博規  | (無所属の会 チームひまわり) |
| 15番 | 有岡浩一  | (郷中の会)          |
| 16番 | 重松幸次郎 | (公明党宮崎県議団)      |
| 17番 | 前屋敷恵美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18番 | 岩切達哉  | (県民連合宮崎)        |
| 19番 | 井本英雄  | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 20番 | 横田照夫  | (同)             |
| 21番 | 外山衛   | (同)             |
| 22番 | 山下博三  | (同)             |
| 23番 | 右松隆央  | (同)             |
| 24番 | 西村賢   | (同)             |
| 25番 | 二見康之  | (同)             |
| 26番 | 日高陽一  | (同)             |
| 27番 | 井上紀代子 | (県民の声)          |
| 28番 | 河野哲也  | (公明党宮崎県議団)      |
| 29番 | 田口雄二  | (県民連合宮崎)        |
| 30番 | 満行潤一  | (同)             |
| 31番 | 太田清海  | (同)             |
| 32番 | 坂口博美  | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33番 | 野崎幸士  | (同)             |
| 34番 | 徳重忠夫  | (同)             |
| 35番 | 日高博之  | (同)             |
| 36番 | 星原透   | (同)             |
| 37番 | 蓬原正三  | (同)             |
| 38番 | 丸山裕次郎 | (同)             |
| 39番 | 濱砂守   | (同)             |

## 地方自治法第121条による出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 知事        | 河野俊嗣  |
| 副知事       | 日隈俊郎  |
| 副知事       | 永山寛理  |
| 総合政策部長    | 松浦直康  |
| 政策調整監     | 渡辺善敬  |
| 総務部長      | 吉村久人  |
| 危機管理統括監   | 小田光男  |
| 福祉保健部長    | 重黒木清  |
| 環境森林部長    | 河野譲二  |
| 商工観光労働部長  | 横山浩文  |
| 農政水産部長    | 牛谷良夫  |
| 県土整備部長    | 西田員敏  |
| 会計管理者     | 横山幸子  |
| 企業局長      | 井手義哉  |
| 病院局長      | 桑山秀彦  |
| 財政課長      | 石田渉   |
| 教育長       | 黒木淳一郎 |
| 警察本部長     | 佐藤隆司  |
| 選挙管理委員長   | 茂雄二彦  |
| 代表監査委員    | 緒方文彦  |
| 人事委員会事務局長 | 福嶋清美  |

## 事務局職員出席者

|        |      |
|--------|------|
| 事務局局長  | 酒匂重久 |
| 事務局次長  | 日高民子 |
| 議事課長   | 児玉洋一 |
| 政策調査課長 | 鬼川真治 |
| 議事課長補佐 | 関谷幸二 |
| 議事担当主幹 | 佐藤亮子 |
| 議事課主査  | 内田祥太 |
| 議事課主事  | 山本聡  |

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。早速、質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認された令和2年1月から早2年が経過し、3年目に突入している現時点におきましても、いまだ感染の収束が見通せないコロナ禍であります。

我々も2年間、マスクをして普通に過ごしておりますけれども、時々改めて見ますと、やはりこの光景というのは異常です。そんな感じがしております、もう2年です。

未知なる感染症への対応ということで、日本だけではなくて、世界的にも試行錯誤しながらというのは否めません。2年間で得た知見がある一方、厄介なことにウイルスは変異していくようでありますので、これまで成功してきた対応では十分な効果が得られない場合もあると考えます。国内外の対応状況を十分に参考にしながら、県の対応方針を決めていただきたいと思います。

この2年間、河野知事におかれましては、県独自の緊急事態宣言など、その時点、時々で状況を見極めながら、知事の責任の下に難しい判断を迫られていたと察します。そして、その節目節目で、知事自らが自身の言葉で県民へ情報発信を行う姿に、深く敬意を表します。

さて、現在、県内全域におきましては、3月

6日までを期限として、まん延防止等重点措置に係る重点措置区域として指定されております。県民や事業者に対して、外出、移動、会食等の行動要請を行っているところであります。

そこで、今回のまん延防止等重点措置につきまして、どのような判断でもって国に要請を行われたのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今回の第6波への対応に当たりましては、ワクチン接種の進展や治療薬の開発状況等を踏まえ、圏域ごとの感染状況に応じて、必要な行動要請を行い、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図ることを基本方針としておりました。

しかしながら、感染力の極めて強いオミクロン株の影響で、特に都城・北諸圏域では、成人式前後の若い世代の会食関係のクラスターを契機として、圏域別の人口10万人当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染が爆発的に拡大し、県全体への蔓延が懸念される状況に至りました。

また、ワクチンを2回接種しても感染するブレイクスルー感染が多く発生する中で、私は今後、高齢者や基礎疾患を有する方に感染が波及した場合、入院患者や重症者が増加し、脆弱な県内の医療提供体制が一気に逼迫し、社会経済活動へも甚大な影響が及びかねない強い危機感を感じたため、国に対し、まん延防止等重点措置の要請を行ったものであります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、まん延防止等重点措置の効果、あるいは影響等について質問いたしま

す。

コロナの感染拡大が続きますと、脆弱な県内の医療供給体制が逼迫しかねない懸念につきましては、理解できます。感染防止対策が最優先というのは言うまでもありません。それを承知で、あえて一つの意見として申し上げたいのは、県内の経済基盤につきましても、都市圏に比べれば脆弱であります。

例えば、まん延防止等重点措置により一時的に経済を止めたとしても、東京や福岡をはじめとする都市部におきましては、解除と同時に旺盛な消費が回復すると思われませんが、当県におきましては、特に中山間地を多く抱える中において、その回復力がどの程度残っているのか、大いに心配をするところでもあります。感染防止対策と社会経済活動の維持のバランスを図る上では、本県経済の回復力も考慮していただきたいと考えております。

そこで、知事は、早めに国へのまん延防止等重点措置の要請を行われたようではありますが、もう少し慎重な対応が必要だったのではないかと考えています。知事の見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** このオミクロン株は、感染力が極めて強く、かつ感染拡大の速度は非常に速いということで、先行して拡大した諸外国の状況もつぶさに注視しておりましたが、それにおきましても、また我が国、そして本県におきましても、過去にないスピードでの感染急拡大に直面したため、私は、早めに強い対策を打つ必要があると判断し、国に対し、早期のまん延防止等重点措置の要請を行ったところでもあります。

一方で、御指摘のありますように、感染防止対策とのバランスの中で、社会経済活動の維持を図ることも重要でありますことから、飲食店

等の時短営業や酒類提供の停止など、より強い対策を講じる重点措置区域の指定に当たりましては、最初から県全域を対象にせず、市町村ごとの感染状況を踏まえた上で、時期を見極めながら順次拡大したところでもあります。

これらの対策につきましても、新型コロナウイルス感染症対策協議会の専門家や、市町村長の意見も適宜伺いながら、最終的に県の対策本部で決定したものであります。

**○外山 衛議員** 続けます。県が対応方針を決定する際には、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定するわけではありますが、その決定までの過程においてどのような議論が行われたのか。新型コロナウイルス感染症対策協議会や市町村ウェブ会議での議論の内容について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県内の医療関係の専門家等で構成される、新型コロナウイルス感染症対策協議会におきましては、このまま感染拡大が続くと、脆弱な県内の医療提供体制が崩壊する懸念があるため、早めの強い対策が必要という意見で一致したところでもあります。

その上で、オミクロン株であっても最大限の警戒が必要という県民向けのメッセージ発信の強化や、ワクチンの3回目接種のさらなる推進について、御意見をいただいたところでもあります。

また、市町村長とのウェブ会議におきましては、現在の感染状況を踏まえると、まん延防止等重点措置の要請については適切な判断であり、今後、感染防止対策を強化していく中で、日常生活や社会経済活動への配慮もお願いしたいという御意見をいただいております。

**○外山 衛議員** そもそも、まん延防止等重点

措置は、人流を抑制するために、外出や移動に係る制限を強くお願いするわけでありまして、感染拡大防止のための行動要請と経済への負の影響は表裏一体であるのは、致し方ありません。

そこで、まん延防止等重点措置の効果や影響について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** まん延防止等重点措置が適用されて以降、本県では、新規感染者が他県と比べまして早めに減少傾向に転じ、感染のピークが低く抑えられたことから、その実施には一定の効果があったものと考えております。

一方で、外出や移動に係る一定の制限を要請する中で、さらに飲食店等への営業時間短縮の要請などにより、県民や事業者の皆様に変な御負担、御不便をかけるとともに、県内経済に多大な影響を与えていることも事実でございます。この点については重く受け止めているところであります。

**○外山 衛議員** 続けます。次に、まん延防止等重点措置に基づく飲食店中心の対策について、質問いたします。

まん延防止等重点措置の対策の柱は、飲食店への営業時間の短縮要請であります。一部報道によりますと、現在流行中のオミクロン株は、感染力も性質もデルタ株と大きく異なるので、第5波までの対策による効果が従来と同じかどうか、疑問が示されております。

また、他県の知事などからは、「重点措置は感染対策というより、飲食店限定の経済対策になっている」といった意見も出ているようです。

そこで、まん延防止等重点措置による飲食店中心の対策は実態に合わないとの意見がありま

すが、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、まん延防止等重点措置、飲食店に対する時短要請というものが注目されるところでありますが、この重点措置の実施に伴い、それ以外の様々な対策、行動要請も行っているということを御理解いただくとともに、その中で、このオミクロン株の感染拡大の速度は極めて速いということで、クラスターの主な発生場所が、学校や高齢者施設等に移っており、このような状況から、飲食店等の営業時間短縮や、酒類提供停止の対策の実効性について、様々な御意見が寄せられているところであります。

しかしながら、1次、2次、3次、4次と拡大していく、この感染の流れの言わば川上に当たります、感染の急所と言われる飲食の場への対策の重要性につきましては、これまで積み重ねてこられた様々な知見を踏まえ、専門家から提唱されてきているところでありまして、オミクロン株への対応でも、その点は変わらないものと考えております。

実際に、第6波の感染状況につきまして、九州各県との比較で見ても、本県は早めにまん延防止等重点措置の適用を受け、時短要請等の対策を行ったことにより、他県よりも先に減少傾向に転じ、ピークが抑えられていることから、その対応に一定の効果を感じているところであります。

なお、今後も飲食店等への時短要請——今後、新たな感染の波が生じた場合に、飲食店等への時短要請を行うべきか否かにつきましては、クラスターの発生などの感染状況に加え、ワクチンの追加接種の効果や、認証店制度等によります感染防止対策の強化、そして新たな変異株のリスク等の状況を総合的に分析して判断

すべきものと考えております。

**○外山 衛議員** よく理解できたと思います。

続きまして、今回のまん延防止等重点措置につきましては、最終的に、九州では本県だけが、飲食店での酒類提供の終日停止を継続することになっております。

その効果につきましては、知事の答弁にあったとおりでございますが、同様の判断を迫られる場合には、感染拡大防止対策による深刻な影響を社会や経済へもたらすことのないよう、感染拡大防止と事業者の支援に当たっていただくように要請いたします。

最後に、現在のまん延防止等重点措置の適用期限が迫っておりますが、国に対し、どのような要請を行われるのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 6日までということまで期限を迎えます、まん延防止等重点措置につきましては、昨日までの感染状況を踏まえ、熟慮を重ねた結果、私は、その期限をもって終了するよう、国に対し、本日要請することを決断したところであります。

県内の1日当たりの新規感染者数は、ピーク時には500人を超えていたものが、直近では200人前後まで減少しております。直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数で見ても、ピーク時には250人程度であったものが、最近では140人前後まで減少しております、全国の順位で見ますと、40番台にまで落ちてきているところであります。

また、病床使用率も、ピーク時の42.4%から減少し、現在は30%台で安定的に推移しております、当初思い描いていた水準にまでは至っておりませんが、県内の感染状況及び医療提供体制の負荷は、一定程度改善しているものと考えております。

まん延防止等重点措置は、飲食店等の営業時間短縮など、強い私権制限を要請する、言わば急ブレーキの対策であります。急ブレーキは、いつまでもかけ続けるようなものではないと考えております。

感染力の極めて強いオミクロン株の影響によりまして、第5波とは異なり、全国的にも、また本県におきましても、新規感染者が一気に減少しない状況ではありますが、県民の日常生活や地域経済に与える影響を踏まえ、この措置を長々と続けることは適切ではなく、ここで一定の区切りをつける必要があると、総合的に判断したものであります。

なお、重点措置の取扱いにつきましては、本県の要請も踏まえつつ、最終的に国において決定されるものであります。県としましては、今後の感染状況も踏まえながら、第6波の鎮静化に向けて、引き続き必要な対策を講じてまいります。

**○外山 衛議員** ただいま知事から、再延長しない方針が示されました。私も、強い効果を伴う対策にはめり張りが肝要であると考えます。

重点措置が解除されたからといっても、県内の新規感染や医療供給体制への負荷がなくなるわけではございません。また、全国的には再延長となる地域もあるようでありますから、決して警戒を緩めることなく、感染を抑えながらうまく経済を回す、次の段階へと歩みを進めていただきたいと思います。

次に、県内経済状況の実態について質問いたします。

新型コロナの影響は長期化しており、企業の経営環境は厳しい状況にある一方で、企業の倒産状況は歴史的な低水準となっているとの報道がございます。

まず、この全国と県内の企業倒産状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 民間信用調査会社によりますと、全国における令和3年の負債額1,000万円以上の倒産件数は6,030件で、コロナ禍前の令和元年の8,384件より2,354件少なく、大幅に倒産件数が少ない状況にございます。また、本県における倒産件数は、令和3年が27件で、令和元年の26件と同水準となっております。

このように、コロナ禍においても倒産件数が低い水準にあるのは、各種の資金繰り支援策等が一定の効果を発揮しているためと考えております。

**○外山 衛議員** 確かに、倒産件数は少ない状況にあるようであります。全国的には、昭和39年（1964年）以来、54年ぶりの低水準となっているとのことであります。

しかしながら、額面どおりに受け止めるのはいかがなものかと考えます。倒産を政策効果で強引に抑え込んでいるようにも見え、このような資金繰り支援の効果は、いつまでも続くものではないと思います。

新聞報道によりますと、今後、実質無利子、無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格的に始まることから、企業倒産が増加に転じる可能性が高く、現状においては、倒産抑制によるひずみが蓄積しているとの見方をしているようであります。今後の見通しは厳しいものがございます。

そこで、県内商工観光業の現状と今後の見通しについて、県の認識を商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1

月に国内初の感染者が確認されて以来、県内でも6度にわたる感染拡大に見舞われております。

このため、新型コロナによる社会・経済への影響が長期化し、本県の商工観光業につきましても、それぞれの業種や業態により、様々な影響が出ているものと認識しております。

具体的には、外出・移動の自粛や、飲食店に対する営業時間短縮など、新型コロナの感染拡大防止を目的にお願いした各種の行動要請などもあり、宿泊・飲食業や交通関連業など、人の移動や対人サービスを伴う業種は大きな影響を受けております。その一方で、製造業につきましては、比較的堅調に推移しております。

このように、業種や業態で影響の度合いには濃淡はあるものの、今回の第6波を含め、これまでの影響が長期化する中で、業績回復の見通しが立たない状況が続けば、経営体力の弱い中小・零細企業の倒産や休廃業の増加が懸念されるところでございます。

**○外山 衛議員** 第6波の現状におきましても、感染再拡大の警戒が必要であります。収束には程遠い状況にあります。

この「収束」とは、疫病が絶えてなくなる「終息」ではなく、状況や事態などがある一定の状況に落ち着くという意味でございますが、その収束ですら見通せないのが現状であります。また、まん延防止等重点措置の適用により、人流が途絶え、業種によっては瀕死の状態にあると言っても過言ではありません。

参考までに、タクシー業界の実情を申し上げますれば、信じ難いような厳しい現実があつて、夜勤の乗務員さんなどは、6時から23時ぐらいまで勤務して、売上げが2,000円に満たない。ゼロ円の日も何日かあるという状況であります。

通常勤務の乗務員も同様でありまして、一日勤務いたしましても数千円の売上げしか確保できない状況が続いているのも現実でありますから、このような現状につきましても認識していただきたいと思っております。

次に、コロナ関連融資について質問いたします。

中小企業は、新型コロナの影響により、ある意味、やむを得ず借入れを行い、何とか事業を継続できているところも多くあります。

中小企業にとりまして厳しい経営環境が続く中、借入金返済が困難となる事業者が増えてくるものと考えますが、どのように対応していかれるのかを、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 借入金返済が困難な事業者に対しましては、まずは、元金返済の据置期間の延長や、債務の返済猶予などの条件変更による負担軽減が必要となります。

このため、金融庁と県から金融機関に対し、事業者の実情・要望に沿った対応を要請しているところであり、金融機関や信用保証協会におきましては、事業者からの条件変更について、最大限柔軟に対応していただいているところでございます。

なお、信用保証協会におきましては、新型コロナ関連融資を含め、令和3年4月から本年1月までの10か月間で、1,661件の条件変更に応じているところでございます。

**○外山 衛議員** 血の通った対応をお願いしたいと思っております。

借入金の返済につきましては、事業者からの条件変更柔軟に応じていただいているとのことですが、コロナ禍での感染拡大防止と経済活動の両立というのは、大変難しい

現状にあります。

そこで、業況が回復していない事業者に対して、さらなる金融支援や経営改善の支援が必要と考えますが、県の取組につきまして商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナの影響により、売上げが回復せず、事業継続が厳しくなっている事業者への支援は大変重要でございます。

このため県では、今議会をお願いしております、来年度の県中小企業融資制度におきまして、事業継続に必要な資金を提供しつつ、取引先の金融機関による継続的な経営改善に向けた伴走支援が受けられる、新たな貸付けメニューを設けることとしております。

また、新規事業「中小企業経営改善計画策定緊急支援事業」では、事業者が中小企業診断士等の専門家を活用して、経営改善に向けたアクションプランや資金調達などの計画を策定する際に要する費用に対して、信用保証協会などと共同して補助を行うこととしております。

こうした取組によりまして、落ち込んだ業績の回復が図られるよう、個々の事業者への経営改善の支援を強化してまいります。

**○外山 衛議員** 新型コロナの収束が見通せない今、返済開始となれば、倒産の増加は火を見るより明らかであります。

県におきましては、新たに金融機関による伴走支援や、専門家を活用した経営改善への支援を強化することとありますが、スピード感も大切であります。県当局におかれましては、今後の企業の状況について注視していただくとともに、先ほど申し上げました、倒産抑制によるひずみの蓄積をうまく解消するため、事業者の業績が早期に回復するよう、有効な対策や支

援を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、国土強靱化について質問いたします。

昨年12月に改定されました「宮崎県公共施設等総合管理計画」によりますと、建設後50年以上経過する橋梁は、令和元年度末に38%であったものが、10年後には59%、20年後には72%を占めることとなっております。

アメリカでは、1920年代のニューディール政策以降に大規模に整備が進められたインフラの老朽化が1980年代に深刻化し、「荒廃するアメリカ」と呼ばれたようであります。ニューヨーク州のマンハッタン島では、複数の橋梁で損傷事故が起これ、住民の生活にも多大な影響をもたらしたとされております。

これは、1960年代後半から1970年代にかけてハイウェイ予算が削減される中、十分な維持管理、更新がなされなかったことが原因と言われております。

現在、バイデン政権におきましては、1兆ドル、日本円にして110兆円規模のインフラ投資法案が成立し、老朽化した道路や橋の整備、そのほか通信、電力網などのインフラの強化を行うこととしております。

我が国におきましても、高度経済成長期以降に集中的に整備された橋梁などのインフラ施設におきまして、今後一斉に大規模な修繕や更新が必要となってまいります。県民の生活に支障を来すことがないように、しっかりと維持管理や施設の更新を行っていく必要があると考えます。

一方で、県民の暮らしと経済を支えていくために、道路整備は必要不可欠であります。さらには、切迫する南海トラフ地震への備えとして、災害に強い道路ネットワーク機能を構築す

ることは、喫緊の課題と言えます。このように、道路の新設と補修は、車の両輪として同時に進めていかなければならない重要な課題と考えております。

そこで、今回の令和4年度当初予算は、新型コロナウイルス対策や経済対策、県土の強靱化などを、令和3年度補正予算と一体となって15か月予算として編成されておりますが、いわゆる15か月予算における、道路の新設改良事業と維持補修事業の割合について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 議員御指摘のとおり、県民の安全・安心を確保するため、道路事業の新設改良と維持補修を、どちらも切れ目なく着実に進めていくことは大変重要であります。

このため、いわゆる15か月予算において、国道448号石波工区のトンネル整備など、道路新設改良事業として約190億円を計上しております。また、国道222号の橋梁の老朽化対策や、道路のり面の防災・減災対策など、道路維持補修事業として約170億円を計上しております。

事業費の割合としましては、道路新設改良事業が約54%、維持補修事業が約46%となっております。

**○外山 衛議員** 道路の新設と補修との割合が、ほぼ同じくらいになっているとのことあります。

現状はそのような割合であります。道路に限らず建設後50年が経過するインフラ施設は、今後ますます増加するため、補修に必要な費用はますます増大する懸念があります。

一方で、県民の安全・安心の確保に必要な県土の強靱化を実現するため、道路ネットワーク機能の構築のほかにも、河川の堤防整備、砂防

ダムや急傾斜施設の整備、港湾整備などの新たな社会基盤整備も同様に進めなければなりません。

そこで、インフラの老朽化が進む中、県土の強靱化にどのように取り組んでいくのかを、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 今後、インフラの老朽化が進んでいくことから、県土の強靱化は、限られた予算の中で有利な財源を活用しながら、優先順位をつけて計画的に実施していく必要があります。

このため、老朽化対策については、国土強靱化5か年加速化対策の補助事業などを活用し、長寿命化計画に基づく予防保全に向けて、橋梁・トンネルの補修やダム管理施設の更新などに、集中的かつ計画的に取り組んでおります。

また、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、新たなインフラ整備についても取り組む必要があります。国土強靱化予算を活用し、災害に強い道路ネットワークの構築や、流域治水対策に基づく河川堤防や砂防ダムの整備など、本県の強靱化に欠かすことのできない、重要なインフラ整備を重点的に実施しているところであります。

今後も、必要な予算を確保し、県土の強靱化に全力で取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 限られた予算の中で大変だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、県税収入増の要因分析について質問いたします。

令和3年度の国の税収が過去最高となると報じられております。本県におきましても、令和4年度当初予算における県税収入が、前年度比で93億6,000万円、率にして9.8%と大幅な増加

となっております。コロナ禍において、我々が日々、肌身で感じている経済状況の中で、税収増とは理解し難いものもあります。

このことについては、一昨日の武田浩一議員も質問されました。令和3年度は、当初予算において、新型コロナウイルスの影響を懸念し慎重に見込みを行ったが、実際には1,000億を超える税収であったこと。その結果として、当初予算同士の比較では大きな伸びとなっているが、令和4年度当初予算においては、3年度実績と同水準を計上しているとの答弁でございました。

また、法人事業税につきましては、約6割を占める赤字法人の状況は税収に反映されないとの説明もあり、一定の理解はできたところであります。

武田議員への答弁の中で確認したい点も幾つか残りましたので、順次伺ってまいります。まず、令和3年度当初予算を低く見込み過ぎた結果、大幅な増額補正となっているのではないかと。何を根拠として予算を編成されたのかという点であります。

令和3年度当初予算におきまして、県税収入を同様に見込んでいたのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村久人君）** 県税収入の見込みにつきましては、毎年度、税制改正による影響や社会経済情勢、過去の県税収入状況等を総合的に検討した上で算定しております。

令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルスが過去に例のないものであり、税収にどの程度の影響があるか不透明であったことから、例年にも増して慎重に見込みを行う必要がありました。

最終的には、地方財政計画における道府県税の収入見込額が前年度比で7.9%減とされていた

こと、全国及び県内企業の景況感、リーマンショック時に県税収入が大きく落ち込んだ実績等を踏まえ、法人や個人の事業税、個人県民税等の減収を想定して、前年度当初比で36億円、3.6%減の954億円余を計上したものであります。

**○外山 衛議員** 令和3年度当初予算の編成作業は、令和2年の暮れから翌3年1月にかけて行われたもので、第3波の真ただ中、確かに、税収に限らず先行きが不透明な状況下で見込まれたものであろうと思います。

実際は、今年度の県税収入は堅調に推移しているとのことでありますけれども、それは、単に低く見積もっていた当初予算と比較してのことなのか、それとも、決算ベースで見たときに増収となっているのかどうか、税目ごとの説明と併せて、令和3年度県税収入は、前年度決算と比較してどういう状況にあるか、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村久人君）** 今年度の補正予算案における県税収入につきましては、編成時点までの実績と、それ以降の見込額を合算したものであり、前年度の決算額1,006億円余と比較しますと、53億円余、5.3%増の1,059億円余となっております。

主な税目の状況としましては、個人県民税につきまして、個人の所得に基づく均等割・所得割はほぼ横ばいとなるものの、個人の投資活動に基づく配当割及び株式等譲渡所得割が増となっていることから、前年度決算比で4億円余、1.6%の増を見込んでおります。

法人事業税につきましては、金融・保険業、卸売・小売業を中心に申告納付額が堅調に推移していることから、35億円余、18.5%の増を見込んでおります。

地方消費税につきましては、消費税率引き上げの影響の平年度化などにより、10億円余、5.1%の増を見込んでおります。

**○外山 衛議員** 令和3年度の県税収入は、前年度決算と比較して53億円余の増収とのことであります。個人県民税は前年度と同程度、法人事業税は前年度比18.5%増とのことであります。

このことから、総体的に見ますと、コロナ対策による各種助成、補助の効果なのか、個人の所得は減っていない一方で、一部の法人業績がかなり好調なことが推測されます。

ここで、令和4年度当初予算に戻りますが、当初予算比では9.8%の増、過去最大規模の県税収入であります。ほかの議員の方の質問にもございましたが、自主財源比率が大きく増えております。中でも県税収入の確保は、健全な財政運営のためにも特に重要なものと考えます。

そこで、令和4年度当初予算に計上している県税収入の確保の見通しについて、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村久人君）** 令和4年度の県税収入につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度及び3年度における県税収入の堅調な実績や、国の見通し等を踏まえて見込みを行っており、令和3年度補正予算案の見込額と同水準の1,048億円余を確保できるものと考えております。

この金額は、当初予算としては過去最大規模となっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大、高騰している原油等原材料の価格動向、国際情勢の緊張の高まりなど、国内外の様々な事象が税収に大きな影響を及ぼすおそれもありますので、そうした状況の変化、それに伴う県

民生活や県内経済の動きを注視していく必要があると考えております。

**○外山 衛議員** コロナだけに限らず、ロシアにおけるウクライナ侵攻など、何が起こるか分からない世の中でございます。健全な財政運営のために、引き続き県税収入の確保に努めていただくよう、お願いいたします。

次に、教育行政について質問いたします。

まず、学校における新型コロナへの対応についてであります。今回の第6波では、10歳未満や10代といった若年層の感染が大変多くなっております。

この中には、一律のマスク着用が難しい、保育所や幼稚園に在籍する幼児などが含まれておりますが、マスク着用の徹底が図られている学校におきましてもクラスターが発生しており、改めて、オミクロン株の感染力の強さに驚かされます。

また、このことは、先般公表されました文部科学省の臨時休校調査にも表れており、調査日の1月26日のみで、全国で約16%もの公立学校が、本県でも約8%の公立学校が、臨時休校や学級・学年閉鎖となっているとのことでありまして、累積しますと相当な数に上るようになります。

現在は、臨時休校等の数も減少傾向にあると伺っておりますが、第6波において児童生徒の感染が多発する中で、学校現場におきましてどのように対応されているのかを、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 第6波における児童生徒の感染増加を受け、各学校では、これまで以上に緊張感を持って感染防止対策に努めているところであります。

まずは、校内で感染を広げないために、国の

衛生管理マニュアルを基に、例えば、体育における接触する場面が多い活動など感染リスクの高い活動は避けることを徹底し、部活動につきましても、大会を控えた部活動を除きまして、個人や少人数の活動に限定するなど、マニュアルのレベルを1段高めた対応を行っております。

また、児童生徒が楽しみにしている給食や弁当の時間につきましても、黙食を励行するなど、これまでの知見を生かした、きめ細かで徹底した対応に取り組んでおります。

さらに、陽性者が判明した場合は、速やかに学級、学年、学校全体を自宅待機とするなど、感染拡大を抑え込む最大限の取組も行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、児童生徒の学びを止めないために、学習機会の確保と感染防止対策の両立に全力で取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** もう一点伺います。新型コロナにつきましては、学校における全国一斉の臨時休業から2年が過ぎました。その間、学校行事や部活動、人間関係等に至るまで、いろいろな面で影響が出てきていると考えます。

特に、この春卒業の高校3年生は、高校生活の3年間のうち2年間、これまで経験したことのない日々を送ってきたのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍における高校生活を経験してきた卒業生に対して、教育長の思いを伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 新型コロナウイルス感染拡大により、学校生活に様々な制限が求められる中、生徒の皆さんが楽しみにしてきた学校行事や、目標としてきた部活動の大会が中

止になるなど、私も校長を務めておりましたので、心を痛めてきた2年間でありました。

生徒の皆さんも、先が見通せない不安や、これまでの努力が十分に発揮できないことに対する悔しさなど、様々な思いを持ちながら、この2年間を過ごしてきたことと思います。

しかしながら一方では、コロナ禍の生活の中で、今までは当たり前だと思っていたことの大切さや、普通というものの価値の貴さを改めて学んだのではないのでしょうか。

卒業生の皆さんには、これらの経験を、これからの困難を乗り越える力に変え、それぞれの人生をぜひ力強く歩んでいただきたいと、心より願っております。

**○外山 衛議員** 卒業生の皆さんにおかれましては、これから進むそれぞれの道において御活躍されることを心より願います。

最後に、ウクライナ情勢について。

残念ながら、私どもは無力でございますが、日本国、日本人は、現在起こっている事象に真摯に向き合い、思いをはせるべきと考えます。

以上で終わります。(拍手)

**○濱砂 守副議長** 次は、太田清海議員。

**○太田清海議員**〔登壇〕(拍手) 中曽根元総理大臣は、寝入りばなに政治的なひらめきがよく起こっていたそうです。そのひらめきを忘れないために、必ずメモを取っていたそうです。だから、枕元にはメモ帳が置いてあったと聞いています。

私の母は90歳まで生きてくれましたが、70歳になる頃から、漢字が思い出せない、人の名前がすぐ出てこない、よく嘆いておりました。私も母と同じ70歳を超えた今、時計や眼鏡をどこに置いたのか忘れてたり、挙げ句の果ては、何のためにこの部屋に入ってきたのかを忘れた

り、議会質問でも、次の議会ではこんな質問をしようとひらめくのですが、翌朝になると、そのひらめいた質問が何だったか思い出せない。ある人に相談すると、やはり中曽根首相のように、ひらめいたらすぐにメモを取りなさいと教えられました。

以来、私はひらめいたらすぐにメモを取るようになりましたので、議会質問はこれで万全と思っていたのですが、問題は、その書いたメモをどこに置いたのか忘れてしまって、往生いたしました。網の底が抜けていたような感じであります。本日は、幸いにも残されていたメモがありましたので、それに沿って質問いたします。

まず、知事に質問であります。日本の企業の内部留保は、財務省が昨年9月に発表している法人企業統計によると484兆円で、9年連続で過去最高を更新したとあります。

内部留保というものは一般的に、万が一の経営危機に備える、またはその企業の信用を高めるものであると言われております。

この内部留保をもっと経済社会のために活用できないか、具体的に言うと、税制度などで政策誘導し、国民のために使えないか。賃上げはもとより年金、医療、介護、もっと言えば、過疎対策、交通体系の維持、そういったものの原資として使えないか。考えておかなければならないことは、内部留保というものが、万が一の経済危機に備えるというものであれば、それは、私が昨年9月県議会で合成の誤謬というテーマで質問したように、まさに合成の誤謬になりはしないか。

さらに言うならば、日本の賃金は21世紀に入ってほとんど上昇していない。その結果、平均賃金は、G7ではイタリアと最下位を争い、

2015年には韓国にも抜かれてしまうというありさまです。

この問題をまとめて言うと、日本企業の内部留保は、この9年間上がりっ放し。一方、日本の労働者の賃金は、ほとんど上昇していないという図式、この図式はどこかおかしくないか。484兆円の内部留保は、国民1人当たり400万円にもなります。

労働者が働いて得た富が、このように活用されずに滞留している、実にもったいないと思います。知事の内部留保に対する所感を伺います。

次に、地方自治の観点から、市町村長の首長選挙について質問いたします。

まず、地方自治というものに対する私の思いと体験を述べますと、私個人は、市町村合併には反対でした。ですから、県議会でも、これまでそのための質問をし、反対の論陣を張ってきたつもりです。反対の理由は、合併後10年以上を経過し、合併した市町村が現在どのようになっているのかを見れば明らかであります。私の第2のふるさとである美郷町でも、高齢者の方から、「合併して寂しくなったね、合併せんほうがよかったちゃねどかい」という声を直接お聞きしました。

しかし、それら合併しようとする市町村から、合併の申請書が県に正式に提出され、県議会で議決するときには、私は賛成に回りました。それはなぜか。合併の申請書というものは、地方自治の精神を踏まえ、事前協議を重ねながら決定されたものであるからです。地方自治による決定は、私の信念よりも重い。それほど地方自治の精神は尊重されるべきものであると思うからです。

さて、その地方自治の最たるものは、市町村

長選挙であろうと思います。日々の生活にも大きな影響をもたらすであろう我が町のトップを選ぶ市町村長の選挙は、投票参加という形を通して地域住民が思いを実現する、まさに地方自治が体现される大切な機会であります。

今年は既に1月に宮崎市、延岡市の市長選挙が行われたほか、今後も西米良村、門川町、小林市、五ヶ瀬町と、市町村長の選挙が続きます。これらの選挙で、闊達な政策論争の下に、それぞれの住民自らが主体的に地方自治を実現していくことが、大変重要であると思います。

そこで、地方自治の観点から、市町村長選挙に関する知事の所感を伺います。

次に、なぜこのような事件が起こるのだろうか、今、日本社会に目を覆いたくなるような悲惨な事件が次々に起こっています。

その一つに、拡大自殺と言われるものがあります。これまで自殺というものは、自分をはかなんで、孤独のうちに自らの命を絶つというように考えられていましたが、今日の自殺にまつわる様々な事件を見ると、列車での放火で多数の乗客を巻き添えにしたり、人質に取って自殺しようとしたり、関係のない人まで巻き込んで自殺することを「拡大自殺」というそうですが、このような社会現象は、今までにない特異な現象として日本社会に表出しており、県も自殺者を減らそうと様々な努力をしているわけですが、なぜこのような拡大自殺というものが出てきたのか、分析が必要ではないかと思えます。

私自身は、「ゲーム脳」「スマホ脳」と言われる問題や、対面ではなく、しかも瞬時に情報が得られる、そのような人間関係のつながりのなさが、人間の意識や脳の発育に大きな影響を与えてきているのではないかと思えたりしま

す。

また、働く人の4割が非正規で働いている派遣労働制など、働く形が劣化してきているのではないか。そのことで、働くことを通して社会とのつながりが持てない、社会建設の一員であるという自覚が持てないなどの問題があるのではないか。また、死刑を願望しての拡大自殺など、人間存在そのものの意味を問いかけているようにも思えます。

知事の拡大自殺というものに対する所感を伺います。

次に、敵基地攻撃能力についてであります。

国会で岸田首相が、戦後の首相で初めて、この能力を持つことを検討すると明言いたしました。検討結果は、年末をめどに国家安全保障戦略に盛り込むとのことでもあります。世の中の空気は、変われば変わるものだなという感を持ちます。

折しもロシアがウクライナに侵攻し、私たちは、いかなる戦争にも反対し、外交の力で問題解決をと願っていますが、これがまた日本の空気感にどんな影響を与えることになるかと、心配しております。

私が中学生の頃、明治憲法と比較して日本国憲法というものを社会科の時間に習ったとき、大変感動したことを覚えています。日本国憲法が目指す、そんな国をつくろう、そんな国家建設をしようと思ったものです。

私が中学生の頃は、ベトナム戦争が激しかった頃で、そのことが当時、私の人生の最大の疑問と想着て、私は作文で、「先生たちは私たちに友達と仲よくしなさいと教えてくれますが、なぜその大人は戦争をするのですか」と問うたことがあります。

平和憲法から現実がますます遠ざかってい

く。産地偽装ならぬ、憲法が偽装されていくように思えます。

宮崎県は新田原基地を持ち、その基地の使命が今後、変質しないだろうか。騒音だけの問題ではなくなるのではないかと思ったりします。

加えて述べるなら、古川禎久法務大臣は、2020年8月の御自身のホームページに、「敵基地攻撃能力の保有に、私は断固反対である。今ここで攻撃能力を保有してしまえば、戦後日本の努力は水泡に帰す」とまで言われております。

私は、古川禎久氏とは会ったことはありませんし、どんな人かは存じ上げませんが、かつて政権交代のとき、「大政奉還」を述べられた方であり、その潔さに感動し、政権与党の中にもこんな人がいるのかと思うと、かえってこちら側が襟を正さなければという思いになったものです。

度々言っておりますが、1987年に中曽根首相が、アメリカから要請されてペルシャ湾に掃海艇を出そうとしたとき、時の官房長官であった後藤田正晴氏が、「これは戦争になりますよ。国民にその覚悟ができていますか。私はサインをいたしませんから」と言って中曽根首相に迫り、その思いを断念させたというエピソードもあります。自民党という政党の懐の深さを感じさせます。敵基地攻撃能力が取り沙汰される今日、知事の敵基地攻撃能力に対する所感を伺います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、企業の内部留保についてであります。

企業の内部留保は、一般的に利益剰余金を指

すものでありまして、その役割には、新たな設備投資に向けた準備や、経営危機への備え、信用力の向上などがあるとされております。

この内部留保が増加する要因としましては、経済の先行き不透明感による投資の抑制や、法人減税の影響等が考えられるところでありますが、経済の低成長の下、長期にわたり内部留保が増加している一方で、労働者の賃金水準が実質的に横ばいを続けている状況は、国においても課題として認識されているところであります。

企業が利益をどのように処分するかは経営上の判断ではありますが、私としては、企業の利益が、従業員、取引先、地域社会などへの継続的な還元や、事業拡大に向けた積極的な投資にも使われ、新たな成長へとつながることが望ましいと考えております。

次に、市町村長の選挙についてであります。

「地方自治は民主主義の学校」と言われておりますが、地域を取り巻く様々な身近な課題に際し、地方選挙におきましては、各候補者がこの課題を克服し、目指す地域の姿を実現するための政策を訴え、選挙人である住民が、こうした公約などを基に、自分たちの代表にふさわしいと思える候補者に一票を投じると、こういうプロセスを経て地方自治の精神を涵養し、その基盤を築くということが大変重要であると考えております。

特に、基礎自治体のリーダーである市町村長の選挙は、医療・福祉の充実や地元産業の振興、安全・安心なまちづくりなど、自分たちの生活に直結する施策のかじ取りを担うリーダーを決める最も身近な選挙でありますことから、地方自治の本旨である住民自治の観点からも、大変重要であると考えております。

次に、拡大自殺についてであります。

他人を巻き込んで自殺を図る、いわゆる「拡大自殺」は、最近、電車内での刺傷事件や病院での放火殺人事件等が続く中で、より注目をされた言葉として今、浮かび上がっておりますが、これは古来より確認されている犯罪であります。

最近、こういう言葉が広く注目されるような事態になっていること、そして、このような事件が続いていることを大変憂慮しているところであります。

報道にありますように、いずれも他人を巻き込むという感情の背景には、少子高齢化や核家族化、雇用環境の変化など、社会の変容がもたらした地域での関わり合いの喪失や、離別体験等による孤独・孤立が関係しているのではないかと推測されます。

コロナ禍の中で、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しているとの指摘もあり、こうした状況が、自殺、ひいては拡大自殺というような犯罪に至ることを防ぐためには、社会全体で対応する必要があると考えております。

具体的には、孤独や孤立を感じる方に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実等、支援を求める声を上げやすい環境づくりとともに、学校や地域における見守りや居場所の確保など、人とのつながりを実感できる地域づくりに取り組むことにより、誰一人取り残さない社会づくりを進めることが重要ではないかと考えております。

最後に、敵基地攻撃能力についてであります。

世界各地において様々な紛争が生じている中、北朝鮮によるミサイルの発射実験が繰り返されております。日本を取り巻く安全保障環境

が厳しさを増してきております。

そのような中で、ミサイルからの自衛手段として、敵基地攻撃能力の保有の必要性について、国において議論がなされているものと認識をしております。

政府は、国家安全保障戦略の年内の改定に向けた議論の中で、想定される装備などの具体的な内容を検討する方針とのことではありますが、今後、国における慎重かつ十分な議論や、国民に対する丁寧な説明が求められてくるものと考えております。

私は、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す状況の中で、いかに我が国の平和と独立を守っていくのか、その安全保障の達成をしていくのかということ、その議論は非常に重要だと考えておりますが、敵基地攻撃能力という言葉が独り歩きすることによりまして、国内外に誤ったメッセージを及ぼすのではないかと、そのことも懸念しておりますし、敵基地という固定された基地のみに意識を集中させてしまうこの言葉というものが、移動発射台とか潜水艦からのミサイル発射も想定される、さらには、サイバー攻撃など複合的な攻撃等が想定される中で、そこもミスリードしかねないのではないかとこのことを考えております。

いずれにいたしましても、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた重要な責務であると考えております。

外交防衛に関することは国の専管事項であります。県民の安全・安心や命に関わる問題でもありますので、私としましても、国における議論の行方を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 4問ほどをありがとうございます。

ました。それで、内部留保に関連して、社会福祉法人の場合、内部留保の問題が大分解決したようにも思っております。

福祉保健部長に、社会福祉法人の内部留保の明確化を含む財務規律の強化がなされたと聞いておりますが、その概要についてお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 社会福祉法人につきましては、公益性・非営利性を確保する観点から、平成28年に社会福祉法人の制度改革が行われることとなり、平成29年4月に関係法令が施行されました。

改革の柱の一つに財務規律の強化が位置づけられ、社会福祉法人が保有する財産から、施設の建て替えや当面の事業継続に必要な費用を控除した残りの財産、いわゆる内部留保を明確化することとなりました。

この内部留保が生じる場合には、当該法人に「社会福祉充実計画」の策定が義務づけられ、サービス向上のための設備整備や職員の処遇改善など、既存事業の充実や新たな取組に有効活用することとなっております。

なお、「社会福祉充実計画」を策定している法人は、令和元年度の93法人から今年度は84法人と、計画の着実な執行により減少してきているところであります。

○太田清海議員 社会福祉法人の内部留保の問題は、かつて社会的な問題もあったやに聞いておりますが、税金を投入している社会福祉法人が、そういった内部留保の問題をできるだけ明確化していこうとしたことについては、私は大したものだなと思っております。

私も、そのフローチャートとかを見せてもらいながら、かなり厳格に、いい意味で厳格になったなと思っております。

ただ、企業の内部留保については、これは私企業ですから、その内部留保について私たちがとやかく言うことは、基本的にはできないとは思いますが、私は、これもいずれ改善されていくべき方向に行くのではないかな、そうしてほしいなと思います。

拡大自殺についてであります、本当にこういった不幸がないようにという思いであります。

私が自殺というものに触れたのは、小学校4年の頃でした。美郷町——北郷村でしたけど、小学校4年のときに学校に行ってみると、みんなが静かにしているんです。どうしたんだろうと思ったけど、分かりませんでした。午後ぐらいになって、——みんな箝口令がしかれていたんでしょう——同級生の他のクラスの男の子でしたが、自殺をしたということが伝わってきました。明確なことは分かりませんでした。当時は子供でしたから、どうもお母さんから厳しく叱られたという話も出てきました。しかし、10日もすると、もうその自殺の話などは私たちの口の端に上ることはありませんで、忘れ去られていきました。

しかし、私も今、70歳になって振り返ってみると、10歳のときに自らの命を絶っていった同級生、一方で私は70歳まで生きることができた。そういう子供を見ると、そういうことを振り返ってみると、かわいそうだったなという思いであります。ぜひとも自殺というものを減らしていく、そういった行政または社会の環境をつくりたいものだなと思います。

あと、敵基地攻撃能力については、ぜひ平和な社会をつくらせていただきたいと思います。このことが安全保障のジレンマとなって、相手もそっちになっちゃう、こっちもこうなっ

ちやうというようなことになってはいかんなど思っております。ぜひ、そういう社会をつくりたいものだなと思います。

次に、質問であります、福祉保健部長に、少し多くなりますが質問いたします。特別児童扶養手当についてであります。

特別児童扶養手当について、全国の自治体間で申請の却下割合に差が生じているとの報道がありましたが、その審査方法についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 特別児童扶養手当は、20歳未満の障がい児のうち、法律で規定する1級または2級に該当する児童の保護者等に手当を支給する制度であり、障がいの状態や養育の状況など国の定める基準に基づき、知事が認定を行うこととなっております。

審査方法は、まず保護者等が認定請求書などに、必要に応じて主治医の診断書を添付し、市町村を經由して提出いたします。

県においては、医師の審査を踏まえ、保護者等の養育状況などの確認を行い、1級または2級、もしくは非該当としております。

○太田清海議員 分かりました。知事のほうで認定するということでもあります。私は東京のほうでやっているのかなと思いましたが、各県で行われているということでもあります。

それでは、自治体間で却下割合に差が生じていることについて、県の考えをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 1級または2級に該当する障がいの状態や、主治医の診断書の様式、さらには医師による審査など、認定に当たっての事務等は、国が定める全国一律の基準で行っております。

国の統計では、令和元年度の本県の却下率

は26.2%と、全国に比べて高い状況であり、その約8割を発達障がい者が占めております。

発達障がいは、他の障がいと異なり独自の手帳制度がなく、この手当と連動する基準がないため、1級であれば、日常生活において常に他人の介助を必要とすること、2級であれば、他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難であること、といった認定基準で判断することとなっております。このため、該当しない申請も多かったものと考えております。

**○太田清海議員** 曖昧ではないとは思いますが、それぞれ厳格な対応をしていると思いますが、今後どのような改善といたしますか対応を考えていくのか、それについてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 国におきましても、自治体間で却下の割合に差が生じていることは認識しており、現在、必要な調査研究がなされているところであります。

この制度は、全国一律の基準に基づき行うため、まずは診断書の評価項目の見直しなど、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

県といたしましては、県民の皆様への制度の周知をはじめ、申請書等の受理を行う市町村職員や、障がいの状態の審査を行う医師への研修などを行いながら、引き続き適正な認定事務を行ってまいります。

**○太田清海議員** 分かりました。

次に、医療型短期入所についてお伺いいたします。

これは県北の悲願でもあったわけで、日向の議員の方からも、いろいろ質問が出されました。県北に医療型短期入所施設がない中で、今回、延岡共立病院が受け入れてくれたというこ

とであります。私たちも、病院内を視察いたしました。

それで質問ですが、延岡共立病院が医療型短期入所を開設し、1年が経過しようとしているが、医療的ケア児等の利用状況についてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 医療型短期入所は、御家族に休息などを取っていただくため、医療機関において医療的ケア児等を預かる障害福祉サービスであります。

これまで県北地域にはなく、保護者など多くの皆様から開設を求める声をいただいております。このような中、延岡共立病院に御理解いただき、令和3年4月に空床利用型のサービスを開始したところであります。

心身ともに重度の障がいがあり、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする10歳未満から20代までの契約者5名が週末に利用しております。今年1月末までに延べ44日の利用実績となっております。

保護者の皆様からは、「近隣で利用しやすくなった」「1泊2日で預けることができ、安心して眠れる時間ができた」といった評価をいただいております。

**○太田清海議員** 本当にありがたいことだったなと思います。今後とも、また利用がどんどん進んでいくように、共立病院のほうにも本当に感謝を申し上げます。

続いて、看護・介護職員等の処遇改善の問題について質問いたします。

これまでも幾人かの方が質問されましたが、県の制度では看護・介護職員等処遇改善事業として、これには保育士が入っておりませんので、ちょっとその辺の理解の仕方が私は足りませんでした。それで、保育士も含めた処遇改

善について、この制度の概要の説明をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の制度につきましては、国の方針に基づき、今年2月から9月までを対象として、看護や介護、保育の現場で働く職員の賃金上げを行う施設等に対しまして補助金が交付されるものであり、公立病院や公立保育所といった公営の施設等も本補助金の対象とされております。

補助金の額としましては、賃金上げに充てる経費としまして、看護職員は1人当たり月額4,000円程度、介護職員及び保育士等は、標準的な職員配置の事業所で月額9,000円程度となっております。

医療機関及び介護施設等については県から、保育所等については市町村から交付されることになっております。

○太田清海議員 この看護職員及び介護職員についてですが、処遇改善補助金を取得するための要件を確認したいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護職員につきましては、診療報酬における「救急医療管理加算」の算定対象となっている61の医療機関のうち、令和2年度の救急搬送受入れ件数が200件以上であることが要件となっておりまして、対象医療機関につきましては、現在確認を進めているところであります。

次に、介護職員につきましては、現行の「介護職員処遇改善加算」を取得していることが要件となっております。

県内には、令和4年1月現在で、当該加算の算定対象となる介護保険サービス事業所は2,088事業所ありますが、このうちの約9割が当該加算を取得しており、この補助金の対象となります。

○太田清海議員 県立病院も、この処遇改善事業の対象となっていることを聞きました。

この事業を活用して、県病院の看護師さん等の処遇改善を図る考えはないかどうか、病院局長にお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 看護師をはじめ医療スタッフの確保、定着促進を図る上で、職員の処遇改善は大変重要であると考えております。

一方で、県立病院職員の給与は、地方公営企業として、国や他の地方公共団体、民間企業における同一あるいは類似の職種の職員の給与や経営状況などを考慮して給与決定することが求められておりまして、従来から人事委員会勧告を踏まえた対応をできております。

こうした給与決定の考え方との整合性や、他県の類似病院の動向などを総合的に勘案しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今後のことについて検討することとありますので、私は、原資は国が用意してくれているんだから、もったいないと思うんです。ぜひ上げる方向でまた検討していただいて、県内の平均賃金を上げて、そのことが高校生の県内就職率の向上につながるということにもなると思うんです。もったいないこととありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

この件では最後になりますが、令和4年10月以降について、看護職員や介護職員、保育士等の処遇改善のためにどのような措置が講じられるのかを伺いたいと思います。福祉保健部長。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 制度の詳細は、現在国において検討中でございますけれど

も、看護職員及び介護職員につきましては、それぞれ診療報酬及び介護報酬の改定を行い、賃金引上げ措置を引き続き講じることとされております。

また、保育士等につきましては、市町村が給付する保育所等の運営費の算定基礎となる公定価格の見直しを行い、看護職員及び介護職員同様、賃金引上げ措置を引き続き講じることとされております。

**○太田清海議員** これまでの質問でもありましたように、10月以降は、診療報酬とか、あーいったところで改定しようというような考えも述べられておるようですが、2月から9月まではこの補助金で出すわけですから、その実績報告書は必ず県が確認することができるということですね、補助金だから。

今度は診療報酬になったら、どこが本当に上がったのか、将来下がることがないのかどうかというところの確認とか、そんな問題が出てくるのかなと思います。実績報告書でも、月額賃金改善額の総額を報告すればいいというふうになっています。うちの福祉現場ではこういったお金を、総額出しましたということですが、職員のそれぞれの賃金がどれだけ上がったかというのは、報告する義務はないんですよね。だから、その辺も本当は克明にするべきだろうと思いますけど、事務の軽減を図るためにそういう形を取ったのかなとも思います。今後の検討課題になるかなと思います。

制度設計は、今後国が考えていきますので、恐らくその辺は9月議会あたりで明らかになってくるのではないかなと思いますので、私たちもチェックしていきたいと思っております。

次に、自立援助ホームについてであります。

これも本当にありがたいなと思いましたが、

延岡に「ひらく」という自立援助ホームが開設されました。

私のところにも相談はありましたけれども、これまで、児童相談所が一生懸命になってそういう施設をつくってくださると思っておりませんでしたので、宣伝のためにも、自立援助ホームの役割について伺いたいと思います。福祉保健部長にお願いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 自立援助ホームは、児童養護施設等を退所し、主に就職や大学等に進学した子供の自立に向けた生活を支援する場として、児童福祉法に基づいて設置される入所施設です。

本県には、現在4か所設置されておりました。指導員とともに少人数で共同生活を送りながら、職場や学校での人間関係の相談、金銭管理といった生活指導など、個々の子供に寄り添った支援を行っております。

自立援助ホームは、施設等を退所した後も、経済的・精神的な支援を必要とする子供にとりまして、家庭に近い環境の下、安心して社会生活を営む力を身につける場として重要な役割を担っているものでございます。

**○太田清海議員** それでは次に、児童養護施設等を退所した児童の自立支援にどのように取り組んでいくのか、県の考えをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 児童養護施設等を退所した子供につきましては、先ほど申し上げました自立援助ホームによる支援のほか、養育していた施設等が様々な相談に応じております。

また、県としましては、生活や就職に関する相談を気軽に行うことができる支援センターを県内に1か所設置するとともに、生活や資格取

得等に必要な資金の貸付けや、賃貸住宅の連帯保証に必要な支援など、自立に向けた様々な取組を、子供の状況に応じて行っているところがあります。

今後とも、退所した子供が社会に適応できずに孤立することのないよう、児童養護施設や自立援助ホーム、児童相談所などの関係機関等が連携し、きめ細かな自立支援に取り組んでまいります。

**○太田清海議員** 普通だったら18歳で卒業して施設を出ていくということになるんですけど、こういう形で、18歳以上の子供たちもある程度の面倒を見ていくという、このサービスといいますか事業は、やはり今の子供たちにとって非常に重要なことだろうと思います。

私自身も、世の中に入って知らないことはいっぱいありましたし、そういう子供たちが、親がいなかったりして社会に出て行って、アパートの保証人をどうつくったらいいのだろうかとか、ハローワークに行ったり、もしくは面接を受けるときにどう受けたらいいんだろうとか、様々な問題があろうかと思いますが、こういったところに支援の手を伸べていただけるということで、大いにこれは活用していただきたいと思います。

中には不幸の連鎖ということで、18歳で卒業して、妊娠して戻ってくるというような事例もあります。こういった不幸をなくしていきたいなと思っておりますし、また、こういう施設をつくっていただいたことに感謝を申し上げます。

次に、福祉保健部長に続きますが、遺留金品の取扱いについて。

これは特に、身寄りのない人たちが施設に入ったときの問題でありますけれども、高齢者

施設に対する県の指導監査において、遺留金品について確認することがあるのか。また、遺留金品の適切な管理についてどのような指導をしているのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、特別養護老人ホーム等の指導監査におきまして、遺留金品等の適切な管理や記録の保管などを確認しております。

一方で、近年増加傾向にある有料老人ホームにつきましては、遺留金品等に係る法令や通知による定めがないことから、これまで指導監査において確認は行っておらず、遺留金品等の現状についても把握していないところでございます。

しかしながら、入所者や御家族の方が安心して利用するためには、施設において適正な金銭管理をすることが大変重要であると認識しており、今後、指導監査等において、適正な遺留金品等の管理について指導ができるよう、他県の事例なども踏まえ、必要な検討を行ってまいります。

**○太田清海議員** 私の経験では、もう30年、40年前になりますか、そういう施設を担当していたものですから、あの当時は施設が少なく、実は、とある施設の入所者が亡くなられたということで、私が呼ばれました。それで、通帳とか現金なども並べられて、「これがこの方の遺留金品です。幾らになりますね」と私たちも確認を求められて、サインをした思い出があります。それほど、昔は遺留金品、身寄りのない、亡くなった人の財産をどう処理するかということについて、公務員である私たちが監視しながら、的確にやっていたという事実があります。

ところが今、施設がいっぱいになって、恐らく遺留金品のきちんとした対応、確認はできて

いない。いわゆる書類上とか監査上のことだろうなと思いますので、先ほども申しましたが、社会福祉法人の制度改革で内部留保の問題を解決したという、いい動きもあるわけですから、こういった遺留金品についても、将来に不正なことが起こらないように、いろいろな対応をお願いしたいと思います。

続きまして、遺族会の平和関連事業について。

県が宮崎県遺族会連合会に委託している平和関連事業についてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、戦争体験を風化させることなく、次世代に継承していくことが重要であると考えており、戦争の悲惨さや平和の尊さについて、県民の方々に考えていただく機会の提供に努めております。

御質問の本事業では、宮崎県平和祈念資料展示室の運営及び展示資料の一部貸出し、また、小中学校、高等学校におきまして、戦争体験語り部の派遣や、戦争を題材とした朗読劇の上演を行っており、実施後のアンケートでは、児童生徒からは、「家で戦争について家族と話をした」「自分たちの次の世代に伝えていきたい」、また学校の先生からは、「命の貴さを改めて考えることができた」などの感想をいただいているところであります。

**○太田清海議員** 戦後70年を経過して、遺族会の方々はこんな努力をされている中で、今日の社会情勢を見たときに、命の貴さとも言われましたが、みんながそういったところを考えていってほしいなと思います。

次に選挙管理委員長に、選挙権についてお伺いいたします。

知的障がいがある方などの投票に対する県の取組についてお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 知的障がいも含めた、障がいのある方などの主な投票方法としましては、投票用紙に自ら文字や点字を記載できない方のための、代理投票の制度があります。

この代理投票は、投票事務の従事者が選挙人本人から聞き取りを行い、投票用紙に記載するもので、県選挙管理委員会では、各選挙の説明会等におきまして、投票事務の円滑な実施を依頼しているところです。

また、障がいのある生徒が不安なく投票できるよう、特別支援学校において投票の方法などを説明する出前授業を実施しているほか、実際に投票を体験する模擬投票の取組も行われております。

県選挙管理委員会といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら、障がいのある方など誰もが投票参加できるよう、代理投票などの制度の周知と適切な選挙の執行に努めてまいります。

**○太田清海議員** これは、知的障がいというふうに特定いたしました。認知症の方々も、投票に来られる方はおられると思いますので、こういった問題。投票に行ったお父さん、お母さんの、子供さんが知的障がいの人たちの話を聞くんですが、やっぱり娘や息子を投票に連れていくというのは、投票することによって、人間として、大人として認められたんだというのがあるんです。例えば、それが窓口のところでできませんとかになっちゃうと、本当になっちゃうんです。

だから、事前にそういう方々との意見交換とか、出前で行って、いい意味で程度を探ってみるとかトラブルのないようにしていただきたいなと思います。スムーズに投票ができるように

お願いしたいと思います。

次に、環境森林部長にお伺いいたします。

県の事業説明の資料の中で、こういう表現がありました。「尾根部等の循環利用に適していない森林は、実のなる木の植栽や、針広混交林への誘導等、自然環境に配慮した森林づくりを推進していく」とありました。

実のなる木の植栽について、いつからどのように位置づけ推進しているのか、伺いたしたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、従来より、実のなる木である広葉樹の造林を推進しておりますが、今年度からスタートしました第八次森林・林業長期計画において、多様で豊かな森林づくりの推進施策の一つに「実のなる木の植栽」を明記しますとともに、広葉樹の造林面積を、現在の年間約300ヘクタールから、令和12年度には400ヘクタールまで増加させる目標値を新たに設定し、推進しているところであります。

**○太田清海議員** 「実のなる木」というような表現であります。どのような樹種を植栽しているのか、お伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 実のなる木の樹種につきましては、本県の気候に生育が適している、ドングリを实らせるクヌギやカシ類、シイ類、ヤマグリのほか、センダン、ヤマモモなどの多様な樹種が植栽されております。

**○太田清海議員** 実のなる木という表現を聞くたびに、私は桃とか柿とか、いろんな人間が食べるものを植えるんだろうなと思って。私が本当に小さいとき、山に登ったときに、猿がヤマモモの木にいっぱいぶら下がってヤマモモを取っていました。だから、これはいい意味で、有害鳥獣を山に追いやるための制度なんだ

なという思いもしましたが、ドングリとかいうことでもありました。ぜひ、いろんなパターンを今後研究していただきたいと思います。

最後の質問になりますけど、実のなる木による広葉樹造林など、多様な森林づくりに県はどのように取り組んでいるのか、伺いたしたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 森林が水源の涵養や生物多様性の保全等の公益的機能を高度に発揮するためには、広葉樹の導入等による多様な森林づくりが重要であると考えております。

このため県では、国の森林整備事業や県の森林環境税などを活用し、水源地等の上流域における広葉樹の植栽や、森林ボランティアや地域住民による植樹活動への実のなる広葉樹の苗木提供などの支援を行っております。また、人工林においては、林内に天然の植生を促す適切な間伐の実施も推進しております。

今後とも、市町村や森林組合等と連携しながら、森林所有者に対して、実のなる広葉樹の植栽を促しますとともに、天然林の保全や県民参加による森林（もり）づくり活動を推進し、野生鳥獣との共生にも配慮するなど、多様で豊かな森林づくりに積極的に取り組んでまいります。

**○太田清海議員** 有害鳥獣の話も出てきましたので、ぜひいろんなパターンを考えていただきたいなと思います。

次に、JR駅体制の見直しについて、総合政策部長にお聞きいたします。

私は南延岡駅から乗っております。もう20年間通っております。恐らく1,000万ぐらい運賃を投入したんじゃないかなと思います。実は、私が朝6時台の汽車に乗ることはないですけ

ど、乗ったときに、おばあちゃんが右往左往されていたんです。「どうしたんですか」と言ったら、「私は身体障がい者だから割引をもらいたいんだが」と言うんだけど、営業時間の時間帯が短縮されて、駅員さんがおらんわけです。それで、「それはどうしようかね」と言って、一緒に列車に乗って車掌さんに説明して、結局、宮崎駅で降りたときに、そこで割引を取らせる形を取りまして事なきを得たんですが、そういう問題が営業時間短縮の中にあるんです。だから、こういう駅体制の見直しについて、JR九州に対して改善を強く求めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 今回のJR九州の駅体制の見直しによりまして、県内においても、多くの駅で営業時間の短縮が実施されることとなったことから、県では、沿線自治体の意見を集約し、例えば、高齢者や障がい者等の介助が必要な方への対応や、学生の定期券購入における利便性の低下など、懸念される事項をJR九州に伝えたところであります。

その結果、学校での定期券の出張販売など、利用者への影響を最小限とする対応について、現在、市町村等との調整が進められているところであります。

県としましては、県内鉄道の利用促進を図る上でも、駅の利便性は重要でありますので、引き続きJR九州に対して、沿線自治体や地域住民の声を届けて、必要な改善を求めてまいります。

**○太田清海議員** 頑張ってくださいと思います。南延岡駅は特急の止まる場所なんです。そこがだんだん無人化されるような感じが何か寂しいなと思いますし、結局、物言う株主とのつばぜり合いでもあるかなというような感

じもいたしまして、ぜひ、こういった問題をJRのほうに伝えていただきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、長浜・方財海岸の浸食問題について、県土整備部長にお伺いいたします。

長浜・方財海岸の現状について、県はどのように認識しているのか伺いたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 長浜・方財海岸につきましては、平成21年度から海岸の状況を把握するため定期的に測量を行っており、方財海岸につきましては、平成28年度からドローンを用いた写真撮影も実施しております。

これまでの観測結果から判断しますと、海岸の状況は、台風の際の高波の影響など、そのときの気象状況によって浸食と堆積を繰り返している海岸であると認識しております。

**○太田清海議員** 後でまた議論になると思いますが。

次に、五ヶ瀬川河口の導流堤、テトラポットがずっと海のほうに延びていますが、そこに設置した袋詰め玉石の効果についてお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 五ヶ瀬川河口の導流堤におきましては、一部で沈下が見られたことから、昨年1月に袋詰め玉石によるかさ上げ工事を実施し、対岸に設置した監視カメラ等によりモニタリングを行っております。これまでの約1年間の状況を見ますと、現時点では、袋詰め玉石周辺に砂が堆積している状況が確認できておりまして、一定の効果はあるのではないかと考えております。

しかしながら、専門家からは、設置してからの期間が短いことや、台風による高波を受けていない点を指摘されております。

県としましては、正確に効果を判断するた

め、引き続きデータの蓄積に努めてまいります。

**○太田清海議員** 私も現場を見ましたが、袋詰め玉石という多少大きな石が詰められておりますけれども、私から見たら、砂がたまってきたなという感じがして、これには多少期待するところがあります。

それで、この袋詰め玉石の効果を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 袋詰め玉石につきましては、効果の把握に時間を要するところでもありますけれども、専門家からは、効果を検証するには範囲を広げて設置するのも有効であるとの助言をいただいたところでもあります。

このため今年度、地元関係者の意見も聞きながら追加して設置を行い、効果を測定することとしております。

海岸の砂は、風や波、潮流の変化により、そのたびに移動を繰り返しておりますので、引き続きモニタリングを行っていくことが重要であります。

県としましては、経年的なデータの把握・解析を積み重ねるとともに、専門家の意見も伺いながら、袋詰め玉石設置の効果検証を行ってまいります。

**○太田清海議員** 地元の方々との協議もされておるようで、ぜひいろんな意見を酌み取っていただきたいと思うんです。海岸の浸食、これは、やっぱり基本的には砂を取って外に持ち出すというのが一番いかんわけで、私の感覚では。取り出したら、物理的には、そこにまたたまってしまう。そのたまった砂は海岸の砂がたまっていく。川から流れているのもあるだろうけれども、私はその因果関係というのはあると

思うんです。海岸が崩れている、公共物が壊れている、その片一方では砂を取り上げる、取ってセメントの材料にするとかになっているんでしょう。私はその因果関係というのはあると思います。早くその結論も出していただきたいと思うんです。

というのは、砂利採取法第19条、それから、例えば港湾法の第37条にも、公共の用に供する施設が損壊を受ける、そういった場合には砂利採取の許可は出せないというのが明確にうたっております。

私は、それを適用して、もうそろそろ止めないといけないんじゃないかなど。どんどん海岸が崩れていって、県の予算を最大限に投入していかないといけないというのは、非常にもったいないことでもありますので、できるだけ早く、砂を取ることに問題があるんだということを、強制することはできませんが、客観的に学者を入れて因果関係を確認しながら、早めに結論を出していただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わりますが、今度の知事の所信表明演説の中でも、「ありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを、忘れないでいたい」というのが、点々がついておりましたので、知事の言いたいことだろうなと思って、特に意を込めて読みましたけど。やっぱり、こういう奇跡的なバランスで平和が成っているんだなと思って、ぜひ平和も実現していきたいという決意であります。今日はこれで終わります。ありがとうございました。（拍手）  
**○濱砂 守副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の来住でございます。

質問に入ります前に、どんな国であれ、覇権主義的な干渉、戦争、抑圧、支配を許さず、平和の国際秩序を築くことを党綱領に掲げている党として、ロシアのウクライナ侵略について一言申し上げたいと思います。

プーチン政権がいかなる理由をもって、今回の行為は侵略そのものであり、主権の尊重、領土の保全、武器・武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章に違反していることは明々白々たるものであり、断固糾弾するものであります。

核兵器の使用も公言していることは、絶対に許されません。今侵されているのは、ウクライナの主権や人々の命だけではありません。国連憲章に基づく平和の秩序が根底から脅かされており、これは日本国民自身の問題でもあります。アジア国内においても弾圧に抗して抗議行動が起こっております。侵略をやめよ、国連憲章を守れの一点で力を合わせ頑張り抜くことを誓うものであります。

それでは、知事の政治姿勢について、太田議員ともかぶりますけど、重要な問題でありますので質問いたします。

古川禎久現法相は、2020年8月、自身のホームページに、「自民党が「敵基地攻撃能力」の保有を政府に提言した。(中略)わたしは、断乎として反対である」と書いています。さらに、「いかに自衛と言い、いかに中朝の脅威がと言おうとも、敵基地攻撃能力が周辺国へ向け

た軍事的攻撃力であることに変わりはない」と述べて、「日本にとって最大の安全保障とは、アジア諸国に敵意を抱かせない外交」と主張されております。そして、「今ここで「攻撃能力」を保有してしまえば、戦後日本の努力は水泡に帰す」とまで述べられております。

岸田首相は、昨年12月の国会で、歴代首相として初めて、所信表明で敵基地攻撃能力という言葉を使い、「あらゆる選択肢を排除せず検討する」と踏み込み、1月の施政方針では、同じフレーズを繰り返した上で、「スピード感を持って防衛力を抜本的に強化」と加えました。

我が党は、憲法改正の動き、さらに南九州及び南西諸島の軍事基地の強化と相まって、敵基地攻撃能力保有について、危機感を持って重視しております。

知事は、敵基地攻撃能力保有に向けての動きについてどのような所見を持っておられるか、答弁を求めます。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

敵基地攻撃能力につきましては、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、国において、ミサイルからの自衛手段として、保有の必要性の議論がなされているものと受け止めております。

外交防衛は、国の責任においてなされるものであり、政府は、国家安全保障戦略の年内の改定に向けた議論の中で、具体的な内容を検討する方針とのことであります。

私としましては、県民の安全・安心を確保する立場から、今後の国の議論を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 現在、国会が開会中でありま

すけど、国会の議論を通じて政府が述べている敵基地攻撃能力とはどういうことか。それは、相手国の領域まで踏み込んでレーダーなどを破壊し、制空権を確保した上で、相手国のミサイル基地をしらみ潰しに破壊していく、一連のオペレーションということであります。

これは、一発のミサイルを撃つという話ではなくて、相手に全面攻撃を仕掛けるということになります。

安倍元首相は昨年11月の講演で、「敵基地攻撃能力は、敵基地だけに限定せず、抑止力として打撃力を持つということだ」と、このように強調し、「抑止力とは相手をせん滅することだ」と述べています。岸田首相は国会答弁で、安部元首相のこの講演内容を否定いたしませんでした。

敵基地攻撃能力を保有することは、戦争放棄と武力行使を禁止している憲法に違反すると、このように思いますけど、知事はどう思われるでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** この敵基地攻撃能力の保有につきましては、昭和30年代から今日に至るまで、国会で議論が重ねられてきたところがあります。

その中で国では、必要最小限の措置で、他に手段がない場合に限り自衛の範囲に含まれるとの解釈がなされてきているものと認識しております。

外交防衛に関することは国の専管事項であります。私としましては、憲法の基本原理の一つであります平和主義の理念を大切にしながら、国において慎重かつ十分に議論を行うとともに、国民に対する丁寧な説明が必要と考えております。

**○来住一人議員** 昭和30年代から議論されてい

るということは、私も知っております。ただ、理論的にはそれを議論することはあっても、現実には憲法の規定から見て厳しいというのが、これまでの判断だったと思います。

2015年7月3日の特別委員会で、当の安倍首相は、「外国に出かけて行って空爆を行う、あるいは撃破するために地上軍を送ってせん滅戦を行うことは、最小限度を超えるのは明白だ」「一般に禁止されている海外派兵に当たる」と、このように述べていたものであります。

ところが今は、敵基地攻撃能力保有の合唱となっていると思います。

ロシアのウクライナ侵略を機に、国連憲章や憲法9条は無効であると。つまり国連憲章で、結局、ソ連の侵攻を止めることはできなかったということだと思んですが、無力だと。ですから、力には力で応えるしかないというような風潮。さらには、核共有論まで語られているという状況が今あります。私は大変危険だと、このように思います。

我が党は、北東アジアにおいても、ASEANの教訓を生かした平和の共同体を提案いたしております。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように、憲法9条を守る決意を新たにして、この項目の質問を終わりたいと思います。

次に、新型コロナ対策について質問いたします。

オミクロン株による感染が止まりません。まずお聞きしたいのは、第6波におけるジャンル別のクラスターの発生状況を教えていただきたい。

また、第5波と比較して、その特徴についてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 第6波における本県でのクラスターは、2月28日現在で167件発生しております。内訳としましては、学校・教育施設等76件、高齢者施設32件、職場23件、障がい者福祉施設・児童福祉施設9件、医療機関8件、会食7件、飲食店等7件、その他が5件となっております。

一方、第5波では48件発生しております、その内訳は、職場が21件、会食10件、学校・教育施設等が5件などとなっております。

第6波におけるクラスターは、学校・教育施設等が全体の約4割、高齢者施設が約2割を占めており、第5波と比べその割合が非常に高くなっております。

○来住一人議員 続いて、感染によって臨時休業を行っている学校及び特定の学年、学級の臨時休校を行っている学校、以上の学校種別の数、割合について報告をお願いしたいと思えます。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省は、令和4年1月末から定期的に、全国の公立学校における臨時休業等の状況について調査を行っておりまして、直近では令和4年2月9日の状況が公表されております。

その結果、本県において、令和4年2月9日の調査日に学校全体の臨時休業を行っていた公立学校は、小学校1校のみであり、これは県全体の公立小学校の0.4%に当たります。

次に、学級または学年における臨時休業を調査日に行っていた公立学校の数と、各校種別に占める割合は、小学校18校で7.9%、中学校4校で3.3%、高等学校4校で11.1%となっております。

○来住一人議員 引き続き、もう一つ報告をお願いしたいと思えますが、保育園の臨時休園の

状況についてはどうなっているのでしょうか、よろしく申し上げます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の保育所や幼稚園、認定こども園のうち、市町村を通じて臨時休園の報告を受けている施設数につきましては、2月9日時点で見てみますと、11施設、施設全体に占める割合は2.1%となっております。

○来住一人議員 私ども日本共産党は、政府に対しても、第5波が下火になったときにも、3回目のワクチン接種を急ぐこと、そして、いつでもどこでも何度でも、無料でPCRをはじめとする検査を行うことを提案し続けてまいりました。

今報告をしていただきましたけど、病院、それから福祉施設、学校などでクラスターが多く発生しているのが特徴のようであります。

そこで、本県におけるPCR等の検査体制の現状はどうなっているのか。また、検査体制の抜本的な強化が必要だと考えますが、答弁を求めたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、保健所の積極的疫学調査の中で、感染者の濃厚接触者等に対して行政検査を実施しております。

さらに、重症化リスクの高い高齢者施設や障がい者施設等におきまして、クラスターの発生や感染拡大の端緒が見られる場合には、施設の職員等を対象に一斉検査を実施しております。

また、発熱等の症状がある方につきましては、地域の医療機関におきまして、保険適用検査により検査を受けられる体制を整えております。

加えて今年の1月からは、感染に不安を感じる県民を対象とした無料検査を開始したところ

であり、現在、県内58か所の検査所で検査が受けられるようになっております。

このような検査体制の強化によりまして、感染者の早期発見に努め、感染拡大防止に取り組んでいるところであります。

**○来住一人議員** コロナ感染に関して、商工観光労働部長にお聞きしたいと思います。

まん延防止等重点措置によって、飲食店等における酒類提供の終日停止要請で、自動車運転代行業が受けている影響をどのように捉えておられるのか、答弁を求めます。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 現在、新型コロナウイルス第6波の拡大を防止するため、県内全域にまん延防止等重点措置を適用の上、飲食店等への営業時間の短縮要請に加え、酒類提供の終日停止をお願いしております。

これにより、夜間の飲食店などにおける飲酒の機会が制限されますことから、代行運転を利用する方が大きく減少し、自動車運転代行業者の売上げへの影響が出ているものと認識しております。

**○来住一人議員** コロナが発生して以来、この2年の間に、都城の運転代行業者の皆さんは、私が知る限りでも2回、商工観光労働部に直接実情を訴えられました。

私が同席したときも、「実情を分かってほしいんだ」「助けてほしい」と、このように涙の訴えがありました。先日は、知事に文書で訴えられました。だから私は、皆さんは百も承知だと、このように理解をしております。

危険な飲酒運転をなくして県民の命を守る上でも、また飲食の伝統を守るためにも、交通手段が限られている我々の地方においては、運転代行は不可欠であることを、私は声を大にして申し上げたいと思います。

この議場におられる多くの皆さんが、運転代行に協力をもたらしたのは一度や二度ではないと、このように思います。

私は、27日の日曜日、都城の事業者の方11名と懇談し、実情をお聞きいたしました。まん延防止の期間に入って、売上げゼロ、つまり仕事はゼロということ、皆さん話されておりました。

まん延防止の今、家に友人を呼んで飲み会をする人もいないと思います。したがって、代行運転は飲み屋さんからだけでなく、家族からも普通の家からも注文がないというのが実情だと思います。ですから、運転代行は飲食店と一体と、一心同体だということを理解していただきたいと思います。答弁は求めませんが、本当にそのように思っていたきたいと思います。

部長にお聞きします。酒類提供の停止要請を行ったのは、県であります。この要請によって生ずる影響に対する支援というのは、業種に関係なく公平であるべきだと、このように私は思いますけど、県の基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する支援につきましては、全国知事会等を通じた要請等の結果、今回第6波におきましては、国において第5波までの「月次支援金」に代わり「事業復活支援金」が創設され、地域、業種を問わず事業収入が30%減まで要件が引き下げられるとともに、個人事業者には上限50万円、法人には上限250万円を支給するなど、支援策の強化が図られたところでございます。

このため、本県独自の県内事業者緊急支援金10万円と合わせ、自動車運転代行事業者を含め、基本的に幅広い業種の方々に一定の手当て

がなされるものと考えております。

なお、酒類販売事業者等につきましては、第5波のまん延防止等重点措置の際、酒類提供の一律停止により、特に影響が大きいとして、国において支援金の上乗せの枠組みが個別に設けられたものでございます。

今回、県独自の判断で酒類の提供停止をお願いし、さらにその延長を行ったことから、第5波と同様の支援を行うこととしたものでございます。

**○来住一人議員** 現に今行われている、また行われようとする施策というのは、私は公平ではないと思います。

まず、飲食店などには、酒類の提供を行わないなどの条件を満たすなら、最低でも1日3万円の協力金が出されます。今回、補正で出されました酒類販売事業者等緊急支援金は、個人でも上限は月5万円から30万円支給されます。

家での晩酌まで停止を求めているのではありませんから、製造や売上げがゼロになるということはありません。しかし、代行は、先ほど申し上げましたように、飲食店と一体ですからゼロです。ほかに努力する方法はないんです。

私は、飲食店や酒小売店などに支援を出すことは当然だと、このように思います。しかし同時に、運転代行事業者の実態を知るなら、少しは心を配ってよいのではないかと申し上げているのであります。つまり、県内事業者緊急支援金10万円でもよいだろうということにはならないということを強調したいのです。

事業者の皆さんは、仕事はなくても、保険料等を含めた車の維持費、さらには駐車場代など固定経費はかかります。今まさに事業者の皆さんは、息絶え絶えという状況にあると思います。

知事は所信表明の中でこう言われました。

「新型コロナは、ひとしく県民を襲うように見えて、実は県民お一人お一人が置かれている社会経済的状况によって、受けるダメージが様ではないと考えます。特に、生活に困窮されている方や社会的に弱い立場に置かれている方、営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けておられる飲食店をはじめとする事業者の方々など、それぞれの置かれている状況に思いを致し、しっかりと寄り添い支え合う温かい社会を築いてまいります」と述べられました。

この所信表明を生きたものにするためにも、運転代行事業者の置かれている苦しい状況に思いを寄せて援助できないのか。このことについて知事の所見を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 現在、感染拡大防止のためとはいえ、まん延防止等重点措置による様々な行動要請によりまして、県民や事業者の皆様にも多大な御負担をおかけしていることを大変心苦しく感じているところであります。

その中で、飲食店等に営業時間の短縮や酒類の終日提供停止をお願いしておりますことから、特に影響の大きい酒類販売事業者等に対しましては、昨年第5波の際と同等の支援金を措置したところであります。

その他の事業者の方々につきましては、先ほども部長から答弁申し上げましたが、国において、全国知事会の要請等も踏まえまして、地域や業種を問わず、コロナの影響を受けた事業者を支援する事業復活支援金が今回創設された。そのことに加え、県としましても、何とか事業を継続していただきたいと考えまして、一定の影響を受けた事業者に対し、県独自で、業種を問わず県内事業者緊急支援金を支給することとしたところであります。

これらの支援金で、当面、事業継続を図っていただくとともに、第6波が収束した際には、消費喚起策等、県内経済の回復に取り組んでまいります。

**○来住一人議員** ただいまの知事の答弁を聞いて、愕然といたしました。運転代行業は飲食店と一体のものであるということは、述べたとおりです。私は、差別をせずに運転代行業者にも心を配ってほしいと申し上げているのです。

昨日は、一般質問に答えて、現場に行って県民の思いを聞くことを基本に置いている旨の答弁をされました。先ほどの答弁は、これとも、また所信表明とも全く別ものだと、このように言いたいと思います。

県内には代行業者が156社あるそうです。例えば10万円の補助をしてあげても1,500万円です。予算がないからではなく、心がないと思います。代行業者の悲痛な思いを耳のとぼ口にも入れないという態度は、改めていただきたい。このことを申し上げて、この問題の質問を終わりたいと思います。改めて、一考していただきたいということを申し上げておきたいと思いません。

次に、環境行政について。

この問題は武田議員も質問されました。2, 4, 5-T系除草剤の問題について質問いたします。

2, 4, 5-T系除草剤が国際的問題になったのは、アメリカがベトナム戦争で、焼き尽くす、殺し尽くす、破壊し尽くすの作戦で枯れ薬剤として使用したもので、合成過程でダイオキシンを生成し、この猛毒のダイオキシンで二重胎児、奇形、無脳症などの出産異常を引き起こすもので、ベトちゃん、ドクちゃんが日本で手

術を受けたことは記憶に新しいところであります。

日本においても、各地の営林署が雑草を枯らすために使用していたもので、1971年に使用が禁止され、林野庁の指示で全国の国有林に埋設されております。

県内においては、日之影町、西都市、宮崎市、小林市、都城市、串間市の5市1町の8か所に埋設されております。

私ども共産党県議団は、先日、森林管理署の署長さんの案内で、小林市旧須木村の夏木国有林、宮崎市高岡町の大工次郎国有林、同じく田野町の本田野国有林の埋設地を調査いたしました。

県下8か所のうち4か所は、大淀川水系にあります。埋設されているところは、ロープなどで囲いをされて、立入禁止の立札が立てられております。

署長の説明によりますと、林野庁の指示は、コンクリートで固めて埋設すること。それから、埋設する量は、1か所に300キロ以内ということであったそうではありますが、コンクリートで固めずに埋めたところが1か所、それから300キロではなくて990キロ埋めたところが1か所あるとのことでありました。ただ、コンクリートで固めなかったところは、13年後の昭和59年に、上の部分をコンクリートで固めたという報告を受けたところでもあります。

部長にお聞きしますが、国有林への埋設について、県が把握したのはいつか。また、どのような対応をされてきたのか、答弁を求めたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 国によりますと2, 4, 5-T系除草剤の国有林への埋設は、昭和46年以降に行われ、昭和59年には埋設箇所

への立入禁止等の措置が取られたと伺っております。

県が把握した時期については、明確ではありませんが、昭和59年12月の営林局長宛て林野庁長官通達によると、「関係都道府県、市町村等と十分打合せの上、必要な措置を講じること」とされておりますので、当時、本県にも説明があったものと推測されます。

県としましては、これまで、森林管理署に対し、当該埋設の状況について、必要に応じ問合せを行い、その都度、異常がない旨の報告を受けているところであります。

**○来住一人議員** 我が党の田村貴昭衆議院議員の質問で、林野庁は撤去して処分する計画であることが明らかになりました。記録的な大雨で流れ出るようなことが発生すると、大変なことになります。埋設されている2,4,5-T系除草剤については、安全に管理・撤去できるように林野庁に申し入れるべきではないかと思いますが、部長の所見を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 国からは、管轄する森林管理署において、年2回の定期点検のほか、大雨や地震などの後には臨時点検を行っており、これまで異常は確認されていないとの報告を受けております。

現在、国では、将来の掘削処理の可能性について技術的な調査・検討を始めたところであり、年度内にまとめる調査結果を基に、撤去の可否を判断すると聞いております。

県としましては、国の検討状況を見ながら、関係市町村の意見も伺いつつ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 次に、加齢による難聴の改善について質問したいと思います。この問題については、事務的に2つのことをお聞きしたい

と思います。

高齢になって、難聴になると。これは、障がい者に認定されるなら、障害者事業として、補聴器購入の補助が受けられるということであり

ます。まず、聴覚障がい者への補聴器交付の流れと交付の実績について、部長の報告を求めたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 障害者総合支援法に基づきまして、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい者には補聴器が交付されております。

交付までの主な流れは、まず、聴覚障がいのある方が市町村窓口で申請し、市町村は、県身体障害者相談センターに、補聴器交付の適否や種類等について判定を依頼します。

その結果、交付が適当と判定されれば、市町村は交付決定を行い、申請者に通知し、申請者は、その後、補聴器販売店で補聴器を受け取ることになります。

なお、昨年度の交付実績につきましては、県身体障害者相談センターで交付の判定をしたものが385件となっております。

**○来住一人議員** こういうところで私的なことをお話しするのはあまりよくないのですが、私も大分高齢になりまして、去年の夏に調べていただきましたら、補聴器をつける寸前ですよというお話でありました。

加齢によって、高齢になってから難聴になっている方々というのは結構いらっしゃると思います。それで、この制度を知っている人がどのくらいいるだろうかというのもありまして、例えば、実際に介護を受ける段階になると、いろいろな方々から相談を受けたり、相談をすることができますけど、そうでない方々は、単なる

耳だけということになりますと、やっぱりこの制度そのものが知られているのかなと思います。

そういう意味で、この制度の、特に高齢者への周知について、例えば民生委員さんだとか、高齢者クラブ、公民館長さんなどを通してでも、多くの高齢者の方々にこの制度を知っていただく、つまり、周知についての県の考え方をお聞きしておきたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県身体障害者相談センターでは、ホームページで制度の基本的事項について広報を行っているほか、医師をはじめとする専門スタッフによる相談窓口を開設しております。

また、市町村におきましても、必要な情報提供を行っているところでございます。

しかしながら、高齢の難聴者の中には、補聴器の交付対象でありながら、制度や交付対象となる難聴の程度を御存じない方もおられると思いますので、この制度が一層活用されるよう、各市町村の高齢者の相談窓口や社会福祉協議会等と協力して、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** ぜひ、多くの高齢者の方々に周知できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、警察本部長にお聞きしたいと思ひます。交通事故と信号機の設置に関してお聞きしたいと思ひます。

まず、単刀直入に申し上げますけど、今年1月19日、午前7時50分頃、県道財部庄内安久線と都城市道が交差する、都城市乙房町平田の交差点で発生した交通事故の概要について、報告をお願いしたいと思います。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** お尋ねの交通事

故につきましては、都城市道側に一時停止の標識が設置されている交差点で発生した、普通貨物自動車と普通乗用自動車の出会い頭の衝突事故であり、軽傷の人身事故として取り扱っております。

**○来住一人議員** 交通安全の全般の事故ではなくて、このような個別案件は、一般質問にはそぐわないと、このように理解しながらも行っているところでございます。

事故現場は、私の家から2キロほどのところにありまして、地域の方々は、公民館などを通じて、都城市などにも再三陳情されている経過があります。お聞きしますと、この10年間で人身、物損の事故が10件発生したと伺っております。

それで、報告いただいた19日の事故でありますけど、お母さんが5歳の娘さんを幼稚園に送るときに発生した事故で、そのお母さんが運転していた車の左側面に普通トラックが衝突したものです。そして、そのお母さんが運転していた車は、廃車するほど大破したものでありまして、本当に幸いなことに、対向車がたまたまなかったと。例えば大型ダンプでも対向してきていれば、間違いなくその大型と正面衝突するというようなことでありまして、そういうことになっていたら命はなかつたらと話されておりました。

それで、この事故の後、「死亡事故が起きないと行政は動かないのですか」と言われるわけです。正直言って、いたたまれないわけです、一人の議員として。そういうこともありまして、今日の質問になったところでございます。理解していただきたいと思ひます。

それで、この交差点への信号機の設置は、交差点の改良が必要だということは、私は1年前

にも聞いていたことでありますけど、この交差点への信号機の設置について、警察本部長の認識をお聞きしたいと思います。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 信号機の設置につきましては、「信号機設置の指針」に基づき、車道幅員や横断歩行者の滞留場所の確保、自動車等の交通量、交通事故の発生状況、学校や病院等の付近における交通の安全確保の必要性などを総合的に判断した上で、設置の必要性が高い場所を選定しております。

県警といたしましては、議員御指摘の交差点についても、交通環境の変化を継続的に確認しつつ、関係行政機関等と連携の上、信号機設置の必要性を総合的に判断してまいります。

**○来住一人議員** 地域の住民の方が言うように、人柱が立たないうちにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

第1問で、敵基地攻撃能力の問題についてお尋ねいたしましたけど、集団的自衛権の行使が憲法違反に当たらないということを閣議決定され、これまでの歴代の政府が、集団的自衛権の行使は憲法上できないというふうになっていたものが、この布石が外される。そうすると、いちにぎずっと物事が進んで来て、今回の敵基地攻撃能力の問題についても、岸防衛相は、相手の国に、領空に入って行って、爆撃しても攻撃しても、選択肢の一つだということまで話すようになる。本当に空恐ろしいことが現実になりつつあるというのを、私自身感じているところでございます。

先日、宮日新聞が社説を出してございまして、憲法問題についてでありました。確かに、国会が憲法についての改正の提案をすることができるとは思いますが、それは同時に国会議員は憲法を遵守しなきゃならないというものもありまし

て、現実にはやっぱり国民が憲法改正について求めているかということが最大の問題であると思ひます。憲法9条については、私は国民はその改正を求めていないと思ひます。

いずれにしても、日本はまさに大きな歴史的転機に立っているなということに改めて思っているところでございまして。今後とも憲法と平和を守るためにも、総力を挙げて頑張り抜くことを決意いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

(拍手)

**○中野一則議長** 次は、蓬原正三議員。

**○蓬原正三議員〔登壇〕** (拍手) しんがりを務めます、よろしくお願ひします。

今年も1ページだけは家内に清書してもらいました。昔は全部、家内が書いていましたから大変でした。

開会日に知事の引用された俵万智さんの言葉に、「日常のありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを忘れないでいたい」とありました。心に響きました。奇跡といえは、我々の存在もまた奇跡と言えます。それは、我々は、ワクチンも治療薬もない時代を何世代にもわたり奇跡的に生き抜いてきた、多くの先人たちの末裔であるからであります。先人の一人でも欠ければ、私はここには存在していません。この奇跡を未来につなぐべく、本県の発展と、コロナの早期収束と世界の平和を願ひながら、質問に入ります。

以下、一般質問の趣旨にのっとり、基本的な方針について聞いてまいります。

知事の政治姿勢について伺います。未来への投資、研究費についてであります。

文科省の科学技術指標2021によりますと、世界的には研究開発費が3位、研究者数3位、論

文数4位となっており、トップ10%の補正論文数、いわゆる引用論文数となりますと、インドに抜かれて、ついに10位となりました。公的機関の研究開発の伸びは、他の機関と比べて少ないとも指摘されております。

さて、本県の令和4年度の研究開発予算は幾らなのか、知事にお尋ねいたします。毎年質問いたしております。昨年度との比較でお願いいたします。

次に、知事の科学技術に対する認識について伺います。

1995年制定の科学技術基本法が、科学技術・イノベーション基本法へと名前を変更し、昨年、第6期の基本計画が策定されました。Society 5.0を実現し、国際社会において名誉ある地位を占めたいとのメッセージであります。その中で過去を振り返り、「科学技術は、我が国が戦後の壊滅的破壊から復興する際によりどころとしたものである」と述べてあります。確かに我が国の戦後復興は、世界の奇跡とまで呼ばれました。科学技術の進歩は社会に大きな変革をもたらします。近年、特にIT、ICT、AI、ロボット、ドローンなど、その進歩には目をみはるものがございます。

2年前、知事には少々きついことを申しました。知事の挨拶には文化やスポーツの話が多い、産業振興や経済の話が少ないと。それは、県民の多くの関心事が生活や経済だからであります。時あたかも、コロナ禍からの経済復興が急務であります。DXによるビジネスや社会の変容も迫られております。産業の基盤となる科学技術に対する知事の認識をお聞かせください。

次に、宮崎県の抱える課題について伺います。

知事は、11月議会で4期目の出馬を表明されました。知事は57歳、佐賀県の山口知事や鹿児島県の塩田知事、今日は何回も出てまいります。古川法務大臣とは、大学の同級生と聞いております。霞が関にもほかに多くの先輩や後輩、知人があるわけで、仕事は今大変やりやすい環境にあるのではないかと思います。要は、この人脈を生かし、宮崎県の発展にどうつなげていただけるのかが大事なところだと考えます。

4期目となると、当然、多選批判も出てまいります。決して先進県でないこの宮崎県をどのように前進させていくのか、明確な道しるべを示すことが肝要かと思えます。

そこで、お尋ねいたします。今現在において、本県が抱える課題についてどのように認識しておられますか。優先順位5番目までお聞かせください。

壇上での質問は以上とし、以下、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、研究開発予算についてであります。

来年度の研究開発予算につきましては、総合農業試験場ほか6つの試験研究機関の運営費等として、35億5,000万円余をお願いしているところであります。

前年度と比べますと、約3億円の減少となっておりますが、これは前年度、総合農業試験場の研究施設整備という特殊な要因があったものでありまして、これを除くと、例年並みの予算を確保しているところであります。

次に、産業の基盤となる科学技術に対する認識であります。

科学技術は、産業の生産性を高め、新たな価値を生み出すなど、社会経済発展の原動力と

なっており、その振興を図ることが極めて重要であると考えております。

また、現在のこのコロナ禍の中で、メッセージRNAの技術を生かしたコロナワクチンが、極めて速い速度で開発されたということを考えてみると、命を守り、社会を守るためにも、この科学技術は極めて重要だということを改めて認識しております。

県におきましては、これまで、公設試や大学などとの産学官連携によりまして、各産業分野の研究開発に長年取り組んでおりまして、その成果が、製造業の商品開発や農産物の品種改良等につながっているところであります。

このような中、大量のデータを自動分析するAIや、自律走行するロボットなどの革新的なデジタル技術により、働き方やビジネスモデルそのものが変化してきており、県内の事業者も、それらの技術をしっかりと活用していくことが大変重要となっております。

県としましては、今後とも、継続的な研究開発に取り組むことに加え、デジタルをはじめとする科学技術の普及・拡大を図ることにより、本県産業のさらなる成長につなげてまいります。

最後に、本県が抱える課題についてであります。

この2年間は、新型コロナ対策を最優先に取り組んできたところでありますが、県が取り組むべき政策課題は、医療、福祉、環境、産業、教育、地域づくり、インフラ整備など、極めて広範囲にわたっておりまして、それぞれ着実に進めていく必要があるものと考えております。

本県における現在の課題としましては、なかなか順位をつけるというのは難しゅうございますが、5つほど挙げるといたしますと、まず

は、コロナ禍により県内経済や県民の暮らしに大きな影響が及んでおりますことから、感染症対策に迅速・的確に取り組み、日常を取り戻すとともに、社会経済の回復を図り、ポストコロナ社会への道筋をつけること。そして、次なる感染症にも強い社会を築いていくこと。これがまずは我々の責務であると考えております。

また、2つ目には、本格的な人口減少が進む中で、過疎化が深刻化する中山間地域におきまして、住民の暮らしを維持するための地域交通網の最適化や、高齢化の進展に対応した医療、福祉の充実を図ることが挙げられようかと考えております。

3つ目としましては、産業分野におきまして、デジタル化など新しい技術を取り込むことにより、生産性を高め、成長を生み出していくことが重要であろうかと考えております。

また、4つ目としましては、高速道路や港湾などのインフラ整備を進めるとともに、激甚化する自然災害や南海トラフ地震に対応した、防災・減災、強靱化対策を強化することが挙げられようかと思っております。

5つ目としまして、国文祭・芸文祭の成果や経験を引き継いだ文化の振興や、スポーツランドみやぎの新たなステージへの進化を図ること、本県の魅力、強みを生かしていくことなどが、本県が重点的に取り組むべき課題であると認識しております。

こういった課題認識の下に、本県のさらなる飛躍を目指して、御指摘いただきました、これまで築いてまいりました人脈や、積み重ねてきた実績、経験等も最大限に活用しながら、私が先頭に立って明確な道しるべを示し、オールみやぎの体制で、本県のさらなる発展に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えており

ます。以上であります。〔降壇〕

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。研究費については、実質減額はされていないと、そういうふうに理解したいと思えます。

また、科学技術については、いろいろお話をいただきましたが、ぜひ文化・スポーツに加えて、科学技術にも造詣の深い知事と評されるようになられることを期待いたしたいと思えます。

研究開発は、駄目元の地味な活動であります。しかしながら、その地道な活動が産業発展の基礎を築いていることは間違いないことであり、研究費は未来への投資、けちってはいけなないと考えます。本県においても、これまで、キンカン「たまたま」やマンゴー、チョウザメ、地頭鶏、コンテナ苗、SPG応用のハンダ技術、残留農薬検出技術など、多くの成果を発揮してこられました。

また、これまでの研究の蓄積として、特許権や商標権などの知的財産権を保有し、実際に実用化に結びつけるなど、目立たないところでも着実に取り組んでおられることと思えます。

そこで、各試験場の近年の取組状況について、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 環境森林部では、循環型林業の推進や県産材の需要拡大等を図るための技術開発に取り組んでおります。

まず、林業技術センターでは、研究開発後、既に技術移転を行っているMスターコンテナ苗の生産効率化を図るため、土を使わず空中で挿し木用の穂木を発根させる技術や、原木シイタケの収量・品質向上を図るため、温度や湿度等を遠隔で把握するIoTを活用した生産技術の開発などに取り組んでおります。

また、木材利用技術センターでは、製材品として利用が難しい大径材を、丸太段階から強度予測して効率的に製材加工する研究や、杉の乾燥工程で発生する蒸気に含まれる成分のシロアリへの防除効果などを明らかにし、新たな木材用塗料として活用する研究などに取り組んでおります。

今後とも、研究成果の現場への速やかな技術移転を行い、本県林業・木材産業の振興に貢献してまいります。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 商工観光労働部では、工業技術センター及び食品開発センターにおいて、企業等のニーズに応じた化学・電気機械等の工業分野や食品分野などの様々な研究開発に取り組んでおります。

例えば、工業技術センターにおきましては、1万分の1ミリ程度の微小な水溶性物質を、油の中に均一に拡散させる技術の研究に取り組んでおります。

また、食品開発センターにおきましては、客観的に評価することが難しかった食の風味や食感など、おいしさの見える化に関する研究などに取り組んでおります。

こうした両センターの研究に基づく成果として、現在、特許権37件、意匠権3件などの知的財産権を保有しており、近年、ハンドクリーム等の新製品開発など、企業による技術の活用が増えてきているところでございます。

今後とも、様々な研究開発や企業への技術指導等を通して、県内産業の振興に取り組んでまいります。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 農政水産部では、試験研究推進構想に基づき、農畜水産業のスマート化や、新防災、資源循環等に貢献する技術開発に取り組んでおります。

例えば農業分野では、施設園芸の収量や品質向上を図る複合環境制御技術の開発、畜産分野では、消費者に選ばれる肉質を追求するための宮崎牛のおいしさ成分の見える化、水産分野では、操業の効率化を図るための漁場予測システムの高度化などに取り組んでおります。

なお、3試験場では、現在、特許権7件、育成者権45件、著作権2件などを有しており、企業等への許諾を通じて、本県農畜水産業の振興に貢献しております。

今後とも、国や大学、企業と積極的に連携し、生産現場の喫緊の課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた革新的な技術の開発を進めてまいります。

○蓬原正三議員 次に、科学技術指標2021によりますと、日本の女性研究者の割合は主要国と比べて少ないと指摘されております。女性の視点からの研究も大切なことであります。

そこで、知事部局において試験研究に従事する女性職員の割合と、配置における考え方について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、試験研究機関において161名の職員が研究職として従事しており、女性の割合は21.7%となっております。

試験研究機関への職員の配置につきましては、男女を問わず、技術系職員の中から希望や適性等を十分に考慮し、人事異動の一環として配置しているところであります。

近年、試験研究に関するニーズが高度化、多様化していることから、配置に際しましては、議員御指摘の女性の視点など、多様な視点からの研究の重要性について、引き続き留意してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 関連して、一般社団法人発明

協会について伺います。

科学技術指標2021で、日本は商標出願数よりも特許出願数が多い。すなわち、技術に強みは持つが、それらの新製品や新たなサービスへの導入という形での展開が少ないと指摘されております。

ところが、折よく宮日で、I N P I T——これは宮崎県知財総合支援窓口というところですが——の記事を目にして、本県は商標関連が多いと知り、意を強くした次第であります。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたします。宮崎県発明協会の県としての位置づけ、活動状況についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 一般社団法人宮崎県発明協会は、県内製造業をはじめとする法人など、60余りの会員で構成され、科学技術の振興、さらには地域経済の発展に寄与することを目的に、発明の奨励や知的財産制度の普及啓発などの活動を行っている団体でございます。

県では、県教育委員会、発明協会との3者で、「宮崎県学校発明くふう展」を開催しますとともに、発明や知的財産に関する情報発信を発明協会と共同で行うなど、様々な場面で協力しながら取り組んでいるところでございます。

また、発明協会におきましては、特許庁の関連団体であります「独立行政法人工業所有権情報・研修館」、いわゆるI N P I Tから、本県における知財総合支援窓口の運営業務を受託し、年間1,800件以上にわたる特許や商標などの知的財産権に関する相談対応を行っております。

○蓬原正三議員 I N P I Tについてであります。知財総合支援窓口については、特許庁の関

連団体である I N P I T の委託ということですが、もう少し詳しくその実態を知りたいと思います。

また、年度ごとに受託機関が替わるとも聞きました。知財総合支援窓口は、公的な機関が継続して運営することが望ましいと考えますが、委託の実態と県の御見解を、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 特許庁の関連団体である I N P I T が行う各都道府県知財総合支援窓口の委託につきましては、総合評価落札方式による一般競争入札により、2 か年ごとに委託事業者が決定されており、他県におきましては、従来的一般社団法人等の団体から民間企業へ受託者が替わった例も出てきていると伺っております。

この入札方式は、I N P I T が競争性の確保等を図るため、令和2年度から採用しているものでございますが、県といたしましては、知財総合支援窓口の委託先は、これまでの実績があり、関係機関との連携も十分図られている、県発明協会のような団体が担うことがふさわしいと考えておりまして、その旨、I N P I T にお伝えしているところでございます。

**○蓬原正三議員** 発明協会の受託が続くものと理解いたします。

次に、人口減少対策についてであります。予算の柱の一つ、人口減少対策の強化についてであります。

国勢調査の結果、10年先の調査では、本県の人口が100万人を切る事が確実視されております。成熟社会の宿命なのか、人口減少に歯止めはかかりません。自然減については、特別に効果のある処方箋があるわけでもなく、コロナが拍車をかけている感もあります。

となると、今我々がなすべきこと、できることは、減少のカーブを緩やかにすべく、若者の地元への定着を進め、U J I ターンを促進し、地域の活力をいかに維持していく方策を練るかということではないかと思っております。

そこで、新規事業2件について伺います。「県・市町村少子化対策連携事業」についてであります。

国勢調査結果では、地域・自治体の人口動態には大きな違いやばらつきがあり、対策にも温度差があります。しかし、人口減少がネックなところは同じであり、県全体の事として市町村と連携して対策を進めることは、大変意味深いことと思えます。

本事業の内容と目指すべき目標を、福祉保健部長にお願いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県・市町村少子化対策連携事業は、少子化に影響を及ぼす要因が、市町村によって様々でありますことから、市町村ごとの分析を行いまして、それぞれの強みや弱みを基に、課題の解決に向け、県と市町村が連携して取り組むものであります。

具体的には、世帯・住宅、子育て支援サービスの状況など、少子化に関わる分析データを県からお示しし、県とそれぞれの市町村で意見交換を重ねながら、モデル性の高い施策を構築するとともに、実施に必要な補助を行うこととしております。

この事業により、例えば三世代同居に向けた環境整備、こういったものですか、父親の育児参加を促す父親教室の普及など、市町村の実情に応じた取組が期待されます。

今後とも、市町村としっかり連携しながら、総合計画等で掲げる合計特殊出生率の目標達成に向け取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 「地域移動手段確保支援事業」について伺います。

いわゆる地域に活力を与える事業としてのことであります。外国では、ウーバーやリフト、Grab、ディディチューシンなど、ライドヘイリングサービス、いわゆる一般車両での送迎が普及いたしております。日本では、事業許可を受けていない有償運送は、いわゆる白タクとして認められておりません。

例外として、過疎地域でNPOが住民を運送することは行われておりましたところ、2018年に国土交通省の通達で、許可を要しない運送の態様について示されたところであります。数年前、過疎地域の町長さんから、町民の足の確保が大変だと聞いたことがございます。

さて、この運送制度の緩和については、「移動革命」なる本に詳しいところではありますが、果たして、過疎地域の移動革命の第一歩となるのか、期待をするものであります。

地域移動手段確保支援事業の内容やその効果等について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 中山間地域などでは、自動車の運転免許を返納された高齢者などが、日常の買物や通院に必要な移動手段の確保に困っておられる状況があります。

住民団体のボランティアによる互助輸送の取組が、幾つかの地域では行われておりますが、今後ますます高齢化が進んでまいりますと、支援を必要とする方のさらなる増加が見込まれることなどから、県では、運送の対価を受領することが可能な道路運送法上の自家用有償旅客運送などを住民主導で立ち上げていく取組に対しまして、可能性調査や運行計画の策定、実証運行時の車両リースなどに係る経費を支援するこ

ととしております。

当事業によりまして、将来的に持続可能な移動手段の確保の取組が県内に普及することを期待しております。

○蓬原正三議員 次に、荷物の配送について伺います。

荷物の配送についても調整が進められていると聞いております。これまでは、年末や夏季等の繁忙期のみ、自家用自動車での貨物の有償運送が許可されておりました。鳥取県などでは、山間地やその周辺においては、それを年間を通して認めてほしいとの要望を行ったと聞いております。

そこで、本県中山間地域における自家用車による貨物の配送について、総合政策部長にお尋ねいたしたいと思っております。

○総合政策部長（松浦直康君） 自家用車による貨物の有償運送につきましては、これまで夏場や年末等の繁忙期に限り認められておりましたが、議員御指摘の鳥取県などの要望を受けまして、令和3年9月から、中山間地域に限らず全ての地域で、3月から5月にかけての約40日間が新たに認められたところであります。

また、自家用有償旅客運送制度におきましては、350キログラム未満であれば、貨客混載による貨物の配送が、年間を通して認められているところであり、県内では、西米良村の村営バスが、令和2年3月から宅配便等の配送に取り組んでおられます。

中山間地域において、日常生活に必要なサービスを維持していくため、限られた人手や設備などの資源を活用することは大変重要でありますので、こうした貨客混載などの取組をより一層進めてまいります。

○蓬原正三議員 広がりをご期待したいと思いま

す。

社会増、U J I ターンについてであります。

企業は人なりと申します。地域も人なり、多様多才な人材が増えることは、本県にとってもありがたいことでもあります。しかし、仕事や自分のスキルを生かすところがなければ、U J I ターンのしようもありません。

職業系学科の卒業進路を県内外で見ますと、工業科が水産科と並び、圧倒的に県外就職が多いようであります。また、県民経済計算を基に内閣府が集計した第2次産業総生産額の実数順位表では、平成30年度宮崎県は第40位と低く、以下、青森県、奈良県、秋田県、沖縄県、島根県、高知県と続きます。

これは言うまでもなく、工業系の就職先が少ないことを如実に示しておりますし、他県には失礼ながら、この7県は地理的条件も同じで、過疎的イメージでは共通しております。恥ずかしながら私も、もう大分前になりますがUターンショックを感じた一人でありました。

そこで、知事にお尋ねいたします。

長期的な展望に基づいて、本県はもっと、第1次産業に加えて第2次産業、とりわけ工業分野の振興に注力すべきと考えます。御見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の製造業は、県内総生産の約2割を占めておりまして、その振興を図ることは、御指摘のとおり、新卒者の県内就職やU I J ターンを推し進める上でも大変重要であると認識しております。

このため県では、平成28年3月に策定しました「みやざき産業振興戦略」に基づきまして、企業立地の推進をはじめ、本県経済を牽引する「成長期待企業」への集中的な支援や、北部九州フロンティアオフィスの設置等によります自

動車関連産業の販路拡大、東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器関連産業の振興などに取り組んでいるところであります。

また、産学官連携による研究開発や人材育成などにも積極的に取り組みまして、この結果、工業統計における製造品出荷額は、10年前と比べますと約25%増加するなど、着実な進展も図られているところであります。

県としましては、今後とも、こうした取組を継続するとともに、人口減少対策など長期的な課題の解決のためにも、先端I C Tを活用したD Xの推進や新技術開発の促進など、将来にわたって魅力ある工業振興に努めてまいります。

**○蓬原正三議員** これは、県が出しておられる県民経済計算11ページ、産業別特化係数という書き方ですが、農業は4.1、林業が11.7、水産業は4.0、全国比で第2次産業の割合が低いと指摘されておりました。ほかの産業の産業別特化係数をいかに1から上に上げていくか、これが大きな課題だと思います。

STEAM教育について伺います。

人口減少の社会であればこそ、一人一人の人材教育、育成は重要です。STEAMの言葉は、ここ数年、よく耳にするようになりました。Science, Technology, Engineering, MathematicsのSTEMにA r tを加えたもので、目的は、科学・技術分野の経済的成長や革新・創造に特化した人材育成と、複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成としてありますが、あまりよくは理解できておりません。

STEAM教育について、本県の県立高校での取組状況と、それにより期待される本県の人材育成への効果を、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** A I等の急速な技

術進展で社会が激しく変化する中、文理の枠を超え、各教科の学習を実社会での問題発見・解決に生かす教科横断的な教育として、STEAM教育への注目が高まっております。

現在、県立高校では、大学や企業、自治体等と連携して、地域課題の解決を図る探求活動や、科学技術分野での研究・分析に取り組んでおります。

これまでのこれらの取組を、改めてSTEAM教育の視点で捉え直すことで、より充実した成果となった事例も新たに生まれてきております。

このような学びによって、現代の諸課題を創造的に解決する能力を育むことは、本県の将来を担い得る人材の育成につながるものと考えております。

**○蓬原正三議員** 昔は人口ボーナスという言葉がありました。今は人口オーナスの時代と言われる。オーナスとは、総人口に占める重荷、高齢者や子供の人口割合が高く、経済成長の足を引っ張っている状態で、いわゆる働き手が少ないと。日本の場合は子供まで少ないわけですから、少なければこそ、一人一人の子供をしっかり育てていくことが肝腎かと思えます。

コロナについて伺います。

コロナが発生して2年が経過いたしました。ゴールのないマラソンか、出口の見えない長いトンネルを走っているようで、閉塞感や焦燥感が社会に漂っております。

あとどのぐらい我慢して頑張ればいいのか、僅かでも希望の光が欲しいところでもあります。治療薬もできました。見えない敵、ウイルスの生態は、我々には予測もつきません。

第6波の今後の見通しと、次なる感染拡大の可能性について、福祉保健部長の見解をお聞か

してください。何か統計数理学とかいう難しい数学を使ってやるんだそうです。我々にはとても理解できませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県内の感染状況は徐々に改善傾向にあるものの、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、依然として140人程度の高い水準にあります。

また、今後春休みシーズンを迎え、人の動きが活発になるため、感染者数が下がり切らないままりバウンドする懸念もあり、第6波の鎮静化につきましては、まだ予断を許さず、当面の間は引き続き警戒が必要であると認識しております。

さらに、既存のオミクロン型が亜種である「BA・2」に置き換わることで、再度感染が拡大する懸念もございます。

一方で、新たな国産の飲み薬の承認申請がなされ、供給に向けた準備が進むなど、コロナ治療の選択肢が広がり、医療現場の負担軽減につながる取組も進みつつあります。

この先のウイルスのさらなる変異や感染の動向につきましては、現時点で予測がつかないところでもありますけれども、県としましては、引き続き医療提供体制の強化やワクチンの追加接種を進めながら、新たな治療方法などの対策の進展も踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

**○蓬原正三議員** 小さな光明は見えているのかなという気がしますけど、しばらく続きそうです。

宮日新聞の言論欄に、総合地球環境学研究所長、山極壽一氏の「対面の共感力、マスク外せる環境」と題した寄稿文がありました。山極氏は人類学者で、ゴリラの研究をされておしま

す。氏はその中で、「人のコミュニケーションの最善の方法は、時と場を共有し、対面して相手の表情や態度から気持ちを推しはかることである。言葉ではない。であれば、何とかしてマスクを外せる環境を整備しなければ、従来の社会関係を築くことができなくなるおそれがある。飛沫感染を防御しつつ、なるべくじかに対面できる環境を整えることが必要だ。特に成長期にある子供たちにとって、共感力を鍛える場をつくることが不可欠だ」と述べておられます。なるほどと共感を覚えた次第です。

この指摘について、教育長の御見解をお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** コロナ禍の2年間、子供たちがマスクの着用を余儀なくされている状況は、私自身とても残念で、その影響を危惧しているところであります。

学校教育、特に小学校の低学年におきましては、言葉によるコミュニケーションがまだまだ困難なこともありますので、その場その場で表情や態度から相手の気持ちを酌み取る力を身につけることは、発達段階におきましても大層重要なことだと考えております。

また、例えばもらい泣きをするなど、他者に共感できるということは、子供たちの成長のあかしでもあると思っております。

これらのことから、山極氏が述べておられる「共感力を鍛える場をつくることが不可欠である」という考えには、同じ思いを抱くところであります。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。

また、卒業式も近づいておりますが、恐らく今年の卒業生たちは、友達の顔の全体の記憶がないまま別れていくことになるんだろうと思います。彼らの人生にとってゆゆしきことに思わ

れます。

例えば、教室にマスクなしの大きな顔写真を貼っておくとか、野外で十分な距離を保ちながら、マスクなしでしゃべり触れ合う場をつくる必要があるのではないかと考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 現在、感染防止のためのマスクの着用は学校の日常となり、子供たちは、互いの顔を確認できる機会が少なくなっている状況にあります。

そのような中、例えば体育の授業や部活動では、ソーシャルディスタンスを確保しながら、マスクを外した活動をしております。

また、小中学校や特別支援学校では、今お話のありました、教室の背面などに児童生徒の顔写真を掲示するなどの工夫を行っているところでございます。

私も、議員御指摘のとおり、マスクを外し、互いの顔を見ながら学校生活を送ることは、子供たちの成長にとって大変重要であると考えております。

したがいまして、その機会を少しでも増やしていくことに向け、いかにしてそれぞれの学校の工夫を県内に広げられるか、検討してまいります。

**○蓬原正三議員** 前向きな答弁だったと思います。よろしく申し上げます。

次に、献血について伺います。

県のホームページでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、献血者の確保状況は大変不安定だと書いてあります。

個人的な話ですが、私は夫婦、子供3人で、血液型がA、B、AB、O型が全部、しかもRHマイナスが2人もおり、献血には強い関心を持っている一人であります。

コロナ禍における献血の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 長引くコロナ禍の状況におきまして、事業所やイベント等での献血バスの受入れの中止を余儀なくされております。献血者の確保が不安定な状況が続いております。

このため、テレビ、ラジオを活用した献血の呼びかけを行うとともに、県庁におきましても献血バスの受入れを増やしたほか、宮崎県赤十字血液センターが昨年11月にリニューアルオープンした献血ルーム「カリーノ」のPRなどに取り組んでいるところであります。

これらの取組によりまして、現状では医療機関に不足なく血液製剤の供給ができておりますが、今後とも、広く献血への協力を呼びかけるとともに、企業等への協力の依頼や、若年層の意識向上のためのセミナー開催により、献血者の確保に努めてまいります。

○蓬原正三議員 次は、坂本議員からも質問がございましたが、貧困世帯調査についてであります。

内閣府が令和3年度の子供の生活状況調査報告書を発表しました。初めての調査とのことですが、これによりまして、ひとり親世帯では、貧困層が50.2%、母子家庭では54.4%となっており、特にシングルマザーの世帯は半数以上が貧困の問題を抱えているようであります。

貧困は、学業成績や進学、食料や文化問題など生活の質にも大きく影響し、貧困の連鎖が懸念されます。

そこで、福祉保健部長にお尋ねいたします。

令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正時に、調査が全国的に実施

されるよう努めることと決議されたと聞いておりますが、本県での対応をお聞かせください。

また、貧困の連鎖を防ぐための県の取組についても、併せて伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の附帯決議に基づき調査につきましては、地方自治体で適切に実施されるためのモデルとなる調査項目等が、先日、国から示されたところであります。

これを踏まえ、県におきましては、令和5年度に終期を迎える「子どもの貧困対策推進計画」の改定に当たり、県内の調査が必要と考えており、今後、実施に向けた準備を進めてまいります。

また、計画では、貧困の連鎖の解消を目指して、生活保護世帯の子供の高校進学率や中退率等を数値目標に掲げておりますが、これを達成するため、教育の支援と経済的支援等を施策の柱に位置づけております。

具体的には、子供に対して、学校教育による学力保障や、地域による学習支援に取り組むとともに、保護者に対しまして、ひとり親家庭等の就労支援や各種手当の支給などの施策を進めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体との連携を図りながら、子供の貧困対策にしっかりと取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 初めての調査ということで、大変びっくりしたんですけども、しっかり実態を調査して、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。

次に、経済対策について伺います。

地域経済の早期回復、成長活力の創出も、予算の大きな柱の一つであります。国においては、事業規模約300兆円、GDPの54%の経済対

策を実施したとの報道であります。

さて、本県の状況についてお尋ねしてまいります。まず、コロナの影響により本県の経済的損失は、ざっくりどの程度なのか。業種によってその影響は異なると思いますが、その実態と支援等の対策について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 国全体の令和2年の民間最終消費支出は、前年比で5.0%減となっておりますが、これは、外出自粛や飲食店の時短営業などによりまして、旅行や外食需要等が大きく落ち込み、幅広い分野に影響が及んだ結果であり、本県も同様の傾向にあると考えられます。

例えば、本県の令和2年の観光消費額は前年比で約4割、外食の家計支出は同じく約2割、それぞれ減少しております。このほか農畜水産業におきましても、一部品目の価格低下や取引の減少が生じております。

このため、これまで、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンや、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、学校給食への県産食材の提供など、観光需要の回復や消費喚起などの対策を展開してきたところであります。

引き続き、市町村や関係団体と連携し、状況の把握に努めますとともに、地域経済の早期回復に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 少し目を転じて、都城・北諸県圏域の話をしていただきたいと思っております。それは、本圏域の経済の伸びが大変大きいということでもあります。

例えば、直近の県民経済計算を基に算出した平成18年から平成30年までの伸びは約13%で、県全体のほぼ2倍であります。都城市だけを見ます——三股町を省きます——と、平成18年か

ら平成27年の9年間で約19%の伸びで、県全体の約3倍となっております。ちなみにこのとき、国の伸びは1%以下であります。

近年、企業立地数も多く、工業団地もすぐ埋まる状況と聞いておりますし、売上高が100億円を越す企業も増えております。40年前、私がUターンしたときとは隔世の感がございます。

さて、この都城・北諸県圏域の経済の伸びをどのように分析しておられるのか、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 平成30年度の市町村民経済計算によりますと、都城・北諸県圏域の総生産額は、平成18年度の6,368億円から、平成30年度は7,185億円と、817億円増加しており、他の圏域よりも高い伸び率を示しております。

内訳を見ますと、製造業が674億円、農業が114億円と、特に大きく増加しておりまして、製造業では、食料品と飲料・たばこが、また農業では、肉用牛などの畜産業が伸びております。

この圏域の生産額が伸びた要因としましては、豊富な農畜産物を生かした畜産加工や焼酎など、フードビジネスの振興に加え、曾於・大隅地域を含めた広範な経済圏と、交通・物流の利便性を背景とした需要の取り込みや、企業立地が進んでいることなどが寄与しているものと考えております。

**○蓬原正三議員** 交通・物流、やはりそれがベースかなと思います。そうなりますと、やはり我が県としては、高速道路の全線開通、これを急がないといけないなということになるんだと思います。永山副知事、どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮崎県が経済発展の全県拡大を図るに当たっ

て、この都城・北諸圏域の例は大きなヒントになるのではないかと考えます。ぜひ参考にし、全圏域の経済発展を促進してほしいと願うものであります。

武田議員からもありましたが、先般、中山間・地域政策課主催の「コロナ時代に求められる地域経済循環」と題した講演がございました。講演者は、宮崎大学地域資源創成学部の杉山智行教授。教授の1番目の指摘に、本州市町村における地域活性化には、経済の視点が薄いことを挙げておられます。大同感であります。

本予算の柱、アフターコロナの経済回復や成長活力の創出のためには、経済活性化への意識、問題の共有など、市町村の経済に対する意識を高める必要があるのではないかと考えます。総合政策部長の御見解をお聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 議員御指摘の資料によりますと、県内市町村は他県に比べ、経済よりも人口やコミュニティーに対する意識が高い傾向がうかがえます。

これは、これまで人口問題を重要課題として取り組んできたことの表れと考えておりますが、地域経済循環や外貨獲得の視点も、地域活性化を図る上で大変重要であります。

市町村とは、コロナ対策を検討する際、地元経済への影響や経済対策などを議論してまいりましたが、新型コロナの影響が長引く中で、地域経済をいかに早期に回復させ、成長につなげるかが重要でありますので、引き続き市町村と意識を共有し連携を図りながら、地域活性化に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 武田議員とダブりますが、大事なところですので、改めてまた読みたいと思います。

「串間市は、今後のまちづくりの根底に産業連関表をベースとした経済循環の考え方が根づいており、今年度までに市職員のうち120人以上が経済波及効果計算をマスター。現在は事業評価に経済波及効果計算を取り入れて検証するなど、産業連関表の活用において、全国でもかなり先進的である。観光施設のオープンが相次ぐ中、経済循環を意識した取組が加速していると紹介されておりました。

また、教授は、経済循環の基本として産業連関表から本県の産業構造を分析し、外貨獲得産業が少ないと指摘されております。「地産地商」、これに加えて「地産外商」が重要と述べておられます。

県際収支については、地産外商と併せ、これまで幾度となく本議会で議論してまいりました。長期的な課題ではありますが、アフターコロナの経済回復と成長の活力創出にとって、大変大切なことでもあります。

また、近年では、ふるさと納税に積極的に取り組むことが、形を変えた「地産外商」や県際収支改善につながる面もあると考えます。納税額は、市町村によってかなりの差がありますが、県外市町村の様々な返礼品の魅力アップの支援に努めていただくことも重要ではないかと思えます。

そこで、本県の経済構造について、改めて総合政策部長にお尋ねいたします。最新の県際収支状況と改善に向けての基本的な考え方を、お聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 直近の県民経済計算によりますと、平成30年度の県際収支は約3,500億円の赤字となっておりますが、平成25年度と比較いたしますと、農林水産業や食料品、電子部品等を中心に、約1,100億円改善して

おります。

県際収支の改善には、生産物の高付加価値化による外貨の獲得や、原材料等を県産品に置き換える地域経済循環の推進などが重要でありまして、これまで、フードビジネスや観光関連など、本県の特長や地域資源を生かした産業の振興に取り組んできたところであります。

しかしながら、依然として移入超過の状況にありますので、これらの取組の強化に加え、エネルギーの地産地消の推進や、海外への輸出拡大などにより、県際収支の改善につなげてまいります。

**○蓬原正三議員** 県際収支が1,100億円改善されているということで、非常にいいデータを頂きました。さらなる御尽力をお願い申し上げたいと思います。

次に、DXについて。工場など、ものづくりの現場では、過去長きにわたって、徹底して省力化、機械化、自動化、無人化が進められてまいりました。これを自動制御と言います。

ようやくと言うべきか、後ればせながらも今、第1次産業等で、デジタル技術の導入により、省力化や機械化が進められていることは、大変すばらしいことであります。

ただ、デジタル化はあくまでも手段、DXが目的であります。デジタル化のその先、ビジネスやシステム、組織、社会をどう変容、変革させていくのか、知恵と工夫が必要です。

今後、議論を進めていかなければなりません。この件については質問も多数ありましたので、私は1件だけ、商工会DX推進事業について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

商工会連合会は、他に先駆けて一足早くDX推進課を設置され、DXビジョンを策定されました。そこには、コロナ禍を奇貨としてビジネ

スを変容、発展させたいという連合会の並々ならぬ熱意を感じております。会員数も8,000社でございます。

そこで、商工会DX推進事業の概要と期待される効果について、お聞かせください。

**○商工観光労働部長(横山浩文君)** コロナ禍において、本県の事業者におきましても、デジタル技術を活用してビジネスモデル等を変革する「デジタル・トランスフォーメーション」、いわゆるDXの推進が、これまで以上に求められております。

このような状況に対応するため、県商工会連合会では、昨年9月、DX推進課を設置されましたが、専門的な知識や技術を持った人材が不足していることから、県では、「商工会DX推進アドバイザー」の設置等の支援を行い、事業者への支援体制の強化を図ることとしたものでございます。

県商工会連合会に設置するDX推進アドバイザーの活用等によりまして、各商工会のDX推進体制が強化されますとともに、地域の事業者のDXの取組に対しても、より質の高い支援が可能となり、本県の商工業の発展につながるものと考えております。

**○蓬原正三議員** よろしくお願いたします。

あとは地元関連を3つほど行います。

県道12号都城東環状線のバイパス整備についてであります。

主要地方道都城東環状線は、都城市安久町方面から三股町中心部を経由して、都城インター周辺へと接続する幹線道路であります。

しかしながら、三股町蓼池地区方面において、県道財部庄内安久線や、国道269号と重用する一部区間や、町道勝岡蓼池線において、交通量の増加により交通渋滞や交通事故のリスクが

高まっており、都城市、三股町から成る行政懇話会から、重用区間にバイパスを設けてほしいとの要望が知事になされました。

平たく言えば、二等辺三角形の底辺部分にバイパスが欲しいわけであります。命の道路としての期待もあります。インターは都城盆地のほぼ中心に位置し、市郡医師会病院や消防北署、農業改良普及センター、家畜市場が立地。3年先には都城志布志道路が接続いたします。JA本所も移転の予定と聞いております。

このバイパスの整備について、県土整備部長の御見解をお聞かせください。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 議員御指摘のバイパス整備につきましては、都城インターチェンジ周辺へのアクセス性が向上しますとともに、周辺道路の渋滞緩和などに一定の効果が期待されます。

その一方で、旭ヶ丘運動公園や人家が連なる区間を通過することから、トンネル整備や家屋補償など、相当な事業費や期間を要するなどの課題もあります。

また、都城圏域では、現在、道路ネットワークの骨格となる都城志布志道路の整備が進められており、都城インターチェンジまでの県内区間が全線開通しますと、交通の流れが大きく変わっていくことが想定されます。

このようなことから、県としましては、圏域内の交通の変化を踏まえながら、どのような道路整備が望ましいのか検討してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 検討結果を待ちたいと思います。

次に、一般国道222号牛の峠道路についてであります。

本道路は、日南市を起点として、鹿児島県曾

於市の一部を経て都城市に至る延長61.3キロメートルの主要幹線道路であります。現道は、幅員が狭くカーブが多いため、都城市早鈴町から三股町宮村を通るバイパスが計画されました。

延長は20.6キロ、建設省の権限代行事業により、昭和42年から事業が進められ、平成7年度までに、日南市酒谷から都城市尾平野までの区間7.7キロと、都城市早鈴町から三股町宮村地区までの区間5.8キロが完成し、供用を開始されております。

残る尾平野から三股町までの区間、約7キロについては、平成10年度に休止区域とされ、24年が経過いたしました。休止の理由は、国道220号青島一日南の重点整備と、都城志布志道路の整備を優先するためと理解しておりますが、都城志布志道路の完成も、あと3年となりました。地元では、そろそろ整備を再開してほしいとの声が高まっており、商工会や商工会議所の連携も始まっております。

県土整備部長にお尋ねいたします。本道路の事業再開についての御見解をお聞かせください。要はミッシングリンクの解消ということです。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国の権限代行事業により進められてきた、国道222号牛の峠道路につきましては、多額の事業費が必要となるため、事業効果などの観点から、平成10年度に休止されたところであります。

このため県では、現道対策として、尾平野工区約1キロメートルや、安久工区約1.3キロメートルの整備を行い、大型車の離合困難箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に取り組んできたところであります。

国道222号バイパスの事業再開につきまして

は、東九州自動車道や都城志布志道路など、現在、県南地区で進められている広域的な道路ネットワーク整備の進捗や、交通の変化を踏まえながら、国や関係団体等と連携し、整備の必要性を整理していく必要があると考えております。

**○蓬原正三議員** この件については、恐らく地元で、2市1町から成る期成同盟会もいずれできて、陳情にお見えになるんじゃないかと思っております。

都城警察署についてであります。

本件については、我が会派の徳重議員と、地元の満行議員から質問がございました。土地については、これからの調査になるわけですが、地元の人間として、移転先について都城盆地の実情を申し上げ、警察本部長の御見解を賜りたいと思います。

先ほど述べましたように、インター周辺が盆地のほぼ中心に当たります。やがて都城志布志道路が完成しますと、当地域は、盆地に放射状に延びる道路結節点の真中心になります。救急病院をはじめ、多くの公的機関も立地します。地形的にも広く平らで、今であれば十分な広さも確保できると思われま

す。また、6年先の完成となれば、空飛ぶパトカーも夢ではありません。周囲に高層ビルなどの遮蔽物もなく、360度自在に警ら活動が可能となります。

インター周辺は、都城警察署の有力な移転新築先候補の一つだと思いますが、新しい整備場所について、警察本部長の御見解をお聞かせください。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 都城警察署の整備場所につきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の

住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信、その他の事情を参酌して決定することと規定されております。

また、令和4年度に実施する警察署建て替え調査事業の結果や、人口動態、犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢及び、過去の災害状況などから総合的に判断して、決定することとしております。

**○蓬原正三議員** 過去には、ここにスマートシティを造ろうとか、そういう発想もあったところでもあります。総合的に調査されるでしょうけれども、地元としては、この地が非常に望ましいのかなと、意見として申し上げておきたいと思

います。また、都城盆地は、かつて島津の荘と呼ばれて、島津発祥の地となったところでもあります。島津久友公安委員長ともよく御相談の上、お決めになるのがよろしいかと思っております。それと、先ほど満行議員が私のところに参りまして、圧力をかけてまいりました。このことを早くできるように言えということでありました。確かに6年というのは長過ぎるかなと、やはり決めたら一気呵成に、財政の都合もあるので、財政課長もにらみを利かせておりますけれども、いずれ本省にお帰りになるとすれば、いい置き土産として、予算のめどをつけて、早くできるようになるといいなということを地元の皆さんが切望しているということを申し上げます。

今年度をもって退職される県庁の職員の皆様方には、長い間御苦労さまでございました。次なるステージでの御活躍、御発展を願っております。

ただ、今月末まではまだ現職でありますので、気を緩めることなくしっかりお勤めいた

きますようによろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第62号まで委員会付託

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第62号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第62号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から6日までは、常任委員会等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分散会